

平成 2 8 第 4 回 定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 開会

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成28年第4回奈井江町議会定例会

平成28年12月14日（水曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第7号 ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例
- 第 7 議案第9号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町寿公園）
- 第 8 議案第11号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町体育館）
- 第 9 議案第1号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）
- 第10 議案第2号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第3号 平成28年奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第4号 平成28年奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第3号）

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	北	良	治					
副	町	長	相	沢	公				
教	育	長	萬	博	文				
会	計	管	理	者	篠	田	茂	美	
ふるさと	振興	参	事	碓	井	直	樹		
健康	ふれ	あい	参	事	小	澤	敏	博	
まちづくり	課	長	馬	場	和	浩			
くらしと	財務	課	長	小	澤	克	則		
おもいやり	課	長	松	本	正	志			
ふるさと	商工	課	長	横	山	誠			
ふるさと	創生	課	長	石	塚	俊	也		
ふるさと	農政	課	長	辻	脇	泰	弘		
まちなみ	課	長	大	津	一	由			
町立	病院	事務	長	杉	野	和	博		
やすらぎの	家	施設	長	表	久	義			
教	育	次	長	山	崎	静			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二

○欠席した者の氏名（0名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	岩	口	茂
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

挨拶・開会

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成28年第4回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から16日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から16日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。
議会運営委員会の報告を致します。
第3回定例会終了後から、本日第4回定例会までの議会運営委員会の開催報告。
議会運営委員会は、9月15日から、本日12月14日までに、6回開催しております。

開催日順に報告いたします。

開催日順に報告致します。

委員会開催日平成28年9月15日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。調査内容、①追加議案についてであります。

委員会開催日平成28年10月5日、18日、31日の3回は、いずれも同様の調査事項及び調査内容であります。調査事項議会活性化について、調査内容、①議会運営基準の検討についてであります。

委員会開催日平成28年11月25日、調査事項、第4回臨時会に関する議会運営等について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③議会運営基準の検討についてであります。

委員会開催日平成28年12月9日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営等について、調査内容、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④諮問第2号の取扱いについて、⑤意見案の取扱いについて、⑥調査等について、⑦議会運営基準の検討についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 3番

皆さん、おはようございます。

それでは、先の第3回定例会に付託されました調査事項について、調査が終了しておりますので、ご報告致します。

委員会開催日10月13日、調査事項、調査第1号「町民プール・体育館の管理運営状況について（現地調査含む）」

説明員並びに調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料につきましては、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、体育館は、施設の老朽化が進行していることから、引き続き計画的な点検・修繕等により、安心・安全に利用できる施設管理に努めていただきたい。

町民プール・体育館の両施設共に、利用者が減少傾向にあるものの、各種自主事業を含めて概ね適切な管理・運営がなされている。

引き続き協定書等に基づく管理業務の順守、業務の把握など、指定管理者との連携・協力した中で、利用者へのサービスの向上、利用促進に努めていただきたい。

委員会開催日10月19日、調査事項、調査第2号「町有林の維持管理について（現地調査含む）」

説明員並びに調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料につきましては、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町が所有する町有林は、森林面積の約51%を占めており、町民の共通財産として、森林が有する水源かん養や生態系の保全、地球温暖化防止など、その果たす役割は、これまで以上に重要なものとなっている。

造林、保育、伐採など森林の計画的な整備を進め、水源かん養機能の回復と維持管理を図る分収林契約事業が着実に推進されている。

今後とも、多様な機能を有する町有林並びに林道の計画的な保全、管理に努めていただきたい。

委員会開催日11月1日、調査事項、調査第3号「医療給付事業について」

説明員並びに調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料につきましては、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、医療給付事業等において、町単独事業として、所得制限の撤廃や、対象者を中学生、高校生まで順次拡充がなされるなど、先駆的に事業の拡大に取り組んでいることに敬意を表する。

子育て支援や定住対策はもとより、子ども達、障がいのある人の健康保持にとって大変に有意義な施策であり、今後とも事業の継続とともに、検証等を行い事業の推進に努めていただきたい。

委員会開催日 11月14日、調査事項、調査第4号「生活保護制度について」
説明員並びに調査内容につきましては、記載のとおりです。
資料につきましては、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、所管事務調査を行なう前に、生活保護行政を所管する空知総合振興局社会福祉課担当者より、保護制度の概要について講話を受けた。

全国・全道的に保護率が増加傾向にある中、本町では、空知管内でも高い状況にあるものの、少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化とともに、事前相談や就労などにより保護率は減少傾向にある。また高齢者のみの世帯が約45%であることが報告された。

厳しい社会情勢の状況下にあつて、本町においても生活困窮者の自立支援を目的としたボランティア活動支援事業、学習や進路相談など子どもの学習支援事業が活用されており、自立支援に繋がっている。

今後とも、空知総合振興局と綿密な連携を図りながら、生活に困窮する方の相談体制の充実、自立促進に努めていただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時08分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日9月12日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①広報11月号誌面構成について。

委員会開催日10月4日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①広報11月号の校正について。

委員会開催日10月14日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①広報11月号の校正について、②議会中継について。

委員会開催日10月21日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①広報11月号の校正について、②議会中継について。

以上により、11月1日に議会だより11月号を、発行致しましたことを報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時10分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時10分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会、大変、ご苦労さまでございます。

平成28年第3回定例会以降の主なる事項について、一般行政報告を申し上げたいと思うところでございます。

まちづくり課関係では、はじめに、9月25日から30日にかけて、ハウスヤルビ町よりトルティーラ教育長を団長に致しまして、大人3名と高校生2名が訪問されました。

今回は、ハウスヤルビ町において、昨年、リヒマキ、ロッピーとの協議で「市町村合併を選択しない」こととなった経過や、現在の状況などを教えて頂いたほか、奈井江町が取り組む「保健・医療・福祉・介護」、「教育」について施設見学、議会との意見交換、企業の視察、授業体験などを通じまして、両町の交流が密にできたものと感じているところでございます。

11月16日には、全国町村長大会が開催されると共に、道内選出国會議員に対する要請活動を行いました。

大会において、別添の資料のとおり、全国的な防災・減災対策を協力を推進すること、地方創生を推進することなど、10項目に及ぶ決議を行なったところでございます。

25日には、町政功労者の顕彰式並びに表彰式を開催致しております。

顕彰の部におきましては、長年にわたって公職を担われ、町の振興発展に大きく寄与されました、熊谷義孝様に町政功労章を、表彰の部におきましては、善行部門で、林育慧様に表彰状を贈呈したところでございます。

また併せて、多額のご寄付等を賜りました3名の方に、感謝状の贈呈を致しているところでございます。

次に、ふるさと農政課の関係でございしますが、11月23日には、新穀感謝祭を行っております。

本年の水稻の状況についてでございますが、当町を含む北空知の作況指数については102「やや良」とされておりますが、6月の低温によります分けつ不足の影響によりまして、昨年と比較致しますと全体的に収量が減少したと伺っているところでございます。

また、低タンパク米の比率におきましては、「ゆめぴりか」の6.8%以下の割合が43%、昨年の45%から見ますと、若干減少したものの、管内はもとよりでございますが、全道的にもトップクラスと伺っているところでございます。

悪い条件の中でも、このような高い成績につきましては、生産者のたゆまぬ努力の賜物と拝察するところでございます。

町と致しましても、産地ブランド確立支援事業補助金を継続致しまして、多くの農業者の皆さんにケイ酸質資材の投入、いもち病予防対策に積極的に取り組んで頂いた努力が、トップクラスを維持する結果に繋がっているものと感じているところでございます。

その甲斐がありまして、ゆめぴりかの贈呈を目的とするふるさと納税の申し込みにつきましては、総額ではございますが、昨年度の2,548万円のご寄附を既に10月末時点で上回る状況となっております。11月末現在では、2,719万円のご寄附を頂き、大変嬉しく思うところでございます。

健康ふれあい課関係では、12月11日に、サービス付高齢者向け住宅「あんしん」のオープン記念式を行いまして、正午より一般公開をし、多くの皆さん方に足を運んで頂きまして、内覧頂いたところでございます。

第一次募集の時点で、皆さんにとっても興味を持って頂き、町内外から多数の応募を頂きまして、先月の16日に抽選を行いまして、はや満室となりました。

今月12日から入居が始まりまして、年内8件、年明けの1月末には全員が入居する予定となっております。

病院内に住宅を設ける今回の試みにつきましては、全国的にもほとんど例をみない、新しい取り組みとして、注目を頂いております。こらからの「医療・保健・福祉・介護」、そして住まいを含めた新たな地域包括ケアシステムのさきがけとして、推進して参りたいと思うところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第4回定例会のご出席、大変、ご苦労さまでございます。

お手元でございます教育行政報告より、2点につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず第1点目と致しまして、10月27日、「奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究大会」を文化ホールにおきまして開催をしたところでございます。

第1部では、奈井江商業高校の生徒会より、学校の紹介とPRを行って頂いたところでございます。

第2部では、防犯ジャーナリスト、梅本正行氏より、「子ども達を凶悪な犯罪から守るために」と題しまして、ご講演を頂き、教育関係者をはじめ、出席を頂きました一般町民の皆さんにとりましても、大変有意義なご講演であったというふうに思っております。

この集いの目的の1つでもございます、高校の存続に向けましてのPRが、十分に果たされたものというふうに考えてございます。

今後とも、高校存続に向けまして、議員各位ならびに町民各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

2点目でございますが、「総合文化祭」についてでございます。

10月29日から31日までの3日間にわたりまして、小、中、高の子供たちの力作も含めまして、34の団体と個人合わせまして、1,300点を超える作品を公民館を会場に展示をさせて頂きました。

3日には、文化ホールにおきまして、7の団体、51人の参加者によります、芸能発表会を盛会裏に開催をさせて頂いたところでございます。

文化祭の開催にあたりまして、ご協力を賜りました文化連盟をはじめ、関係団体、町民各位に心より感謝を申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時19分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時20分)

●議長

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

おはようございます。

本日は、教育長に1点、町長に2点質問致したいと思います。

最初に、就学援助の新入学児童生徒学用品費の3月支給について、教育長に質問します。

子どもの貧困が問題になる中、就学援助の充実がますます必要となってきたと思われる。

そこでまず、町内児童生徒の就学援助受給状況と、新入学児童生徒学用品費の金額をお尋ねします。

この新入学児童生徒学用品費については、今まで6月に支給されてきた経過がありますが、本来、新学期開始前にこそ支給されるべきではないかと思えます。

この支給時期については、本年5月24日の参議院文部科学委員会で共産党の田村智子議員が2月から3月に支給するよう強く求め、その結果、文科省は、児童・生徒が必要とする時期に支給されるよう、市町村に働きかけることを約束しました。

また、道議会でも真下紀子議員の質問を受けて、9月30日付けで、道教育長が「就学援助事業の実施について」という通達を出しました。

その中で、「新入学児童生徒学用品費、及び修学旅行費等は児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに給与することができるよう、十分配慮する必要があります」と記されています。

このような経過から、来年度の入学生から、支給を前倒しする自治体が広がっています。

例えば、八王子市の場合、平成29年度に入学する子どもの場合として、その対象を平成29年2月1日に市内に居住しており、「平成28年度就学援助制度」で「準用保護」の認定基準に該当する方としています。

また、申請については、小学生は「平成28年度入学準備金受給申請書」、中学生は「平成28年度就学援助制度」を申請すること。申請期限は平成29年1月13日で、審査結果は2月中に通知する予定。ただし、小学6年生で「準用保護」認定を受けてい

る場合は、中学入学準備金の申請は必要がないとのこと。支給日は3月1日予定。

また、入学準備金を受けた場合でも、平成29年度就学援助制度を受ける場合は、改めて別途申請が必要となっているとのこと。

道内では、苫小牧市が、12月の議会で一般質問にこたえ、来年の新中学生を先行して、3月に前倒しして支給することを明らかにしていますが、前倒しの支給を明らかにしたのは、道内で初めてのことだそうです。

このように、子どもの貧困対策としても、入学前の支給が徐々に増えてくる傾向にあると思われますが、奈井江町でも是非、検討すべき課題だと思いたいますが、いかがでしょうか。

●議長

(10時24分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今三浦議員よりご質問がございました就学援助につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の当町における就学援助の受給状況でございます。

本年度の準要保護を受給している小学生は42名で29世帯、中学生では35名で30世帯となっております。

特別支援教育奨励費を受給している小学生は2名で2世帯、中学生は1名で1世帯、また、修学旅行費のみが援助対象となっております要保護は、小中学生それぞれ1名という状況でございます。

援助対象の費目は、学用品費、新入学学用品費、給食費、修学旅行費、体育実技費などがございます。

次に、2点目の新入学学用品費の金額でございますが、小学生が20,470円、中学生が23,550円で、新入学児童生徒が、制服、ジャージ、ランドセルなどを購入する費目となっております。

なお、特別支援教育奨励費につきましては、2分の1の額の支給というふうになってございます。

3点目の支給の前倒しについてでございます。

就学援助につきましては、前年の収入額が確定した後に認定作業をする関係から、現在、6月支給としております。

しかしながら、本制度の性格を鑑み、必要とする時期に支給することも、大変大切なことというふうに感じているところでもございます。

また、お話にございましたように、全国的にも近年、入学準備の費目であることから、3月中に支給する自治体も増えていることも、認識をさせて頂いております。

そのようなことから、当町におきましても、中学生の入学予定者にありましては、既

に支給認定を行っておりますので、平成29年3月中より、また、小学校の入学予定者にありましては、今後、保護者への周知、また、申請手続き等々が必要であることから、平成30年3月中に、それぞれ、支給時期の前倒しを実施をし、「新入学学用品費」の支給を行って参りたいというふうに考えてございますので、よろしく、ご理解のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時27分)

三浦議員。

●5番

中学生については、来年の3月から支給ということで、小学生については再来年の3月から支給ということで、大変早くに処置して頂けるということでありがたいことだと思っております。

今後につきましても、就学援助に関しては、今、予算の関係で新入学の準備金については、金額を上げて頂きたいということや文部科学省から財務省の方に要求もあげているということですので、そういうふうになりましたら、直ちに実施できるように準備をお願いしたいと思います。

次に、幼稚園と保育所の保育料について町長に質問致します。

ここにありますが、11月30日付のプレス空知ですけれども、この管内を中心に活動している子育てサークルのお母さんたちの座談会の様子が報告されておりました。

その記事の中に「奈井江町にはこども園が一つしかないの、町外の幼稚園に通う子供が多い。今までは補助金制度が町外の幼稚園でもあったが、来年からなくなるので、町外の幼稚園に通う場合も補助金があればいいと思う」という記述がありました。

そこで、このことについて関連して質問致します。

まず、町内の未就学児のうち、認定こども園はぐくみの短時間保育に通っている子供の数と、町外の幼稚園などに通っている子供の数、また、どこの幼稚園に何人通っているかお尋ねしたいと思います。

また、町外の幼稚園の中には、従来の補助金が支給される幼稚園とは違う新制度に基づく幼稚園に変わるところもあると聞いていますが、その違いがよく分かりませんので説明をお願い致します。

そして、このように幼稚園や保育所の保育料を考える時には、はぐくみができた時の経過から考えることが大事なのではないかと考えています。

当町で、みずほ幼稚園が閉園すると決まった時、町の保育所を幼稚園機能も備えた認定こども園としてリニューアルする方針を決め、みずほ幼稚園に通っていたお子さんの保護者には、収入段階によっては保育料が上がる方も出てくるけれど、保育料を国の基準より低く設定し、5歳児については半額にする、また、3人目のお子さんからは無料にするなど、できるだけ負担が大きくなるようにすることや、短時間保育の子も一緒に給食を食べ、食育に力を入れることなど、何度もお母さんたちと話し合っ、納得

して頂いて、はぐくみに入園して頂いたという経緯があったと思います。

最終的に、子供をどこの幼稚園や保育所に入れるかは保護者の判断によるわけですが、このはぐくみ開設の経緯を考えますと、今後のはぐくみの幼稚園機能の部分を保護者の方たちに積極的にお知らせして、はぐくみの利用促進を図ることが大切なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●議長

(10時31分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思うところでございます。

幼稚園と保育所の保育料についてでございますが、1つ目としては町外の幼稚園に通う子供の実態、2つ目としては幼稚園の補助金制度の変更、3つ目としては認定こども園の幼稚園機能の積極的周知ということでございますが、保育機能と幼稚園機能を有する認定こども園はぐくみに対する保護者の周知、利用促進に係るご質問にお答えをして参りたいと考えているところでございます

1点目の、はぐくみの幼稚園機能でございますが、短時間保育に通う子と町外の幼稚園に通う子の人数でございますが、現在、はぐくみにおきましては16名でございます。

町外の幼稚園に通う子も、同じく16名でございますが、皆さん砂川市にある同一の幼稚園に通っております。

2点目の補助金制度の変更につきましてでございますが、新聞の報道の内容から、学校教育法に基づきまして、私立幼稚園を利用する保護者の所得に応じて、保育料・入園料を減免する私立幼稚園就園奨励費補助金のことを指していると思われませんが、幼稚園が、学校教育法による私立幼稚園から、子ども・子育て支援法の施設型給付幼稚園を選択し移行する場合、就園奨励費の対象外となるほか、保育料は所得に応じた負担となる国の制度設計でございまして、結果として、今回のような保護者負担の増加に繋がる場合がありますので、子育てを行う保護者の負担増加とならないよう、町村会を通じながら、国に対して申し入れを行って参りたいと考えているところでございます。

町と致しましては、はぐくみを開設する際に、保護者の方や町民の皆さんと、何度も何度も議論を重ねて参りまして、子供たちが就学前から友人関係を構築し、集団生活を身に付けて小学校へ入学することが大変重要であるとの観点から、はぐくみを利用して頂く視点も盛り込んで、町独自の取り組みと致しまして、ご案内のとおりでございますが、5歳児は50%減額致しておりまして、4歳児以下は10%減額など、保育料の優遇策を充実したほか、教育・保育内容でも、4歳児・5歳児の英語教育、地域や団体の協力を得ながら食育活動、文部科学省の運動指針に基づいた運動活動の取り組みを行っているところでございます。

特色あるこの取り組みについては、保護者の方からも高い評価を得ているところでご

ざいます。

また、認定こども園は、保育所と幼稚園の両方の機能を有していることから、保護者の出産や就労などで、長時間保育が必要な場合や、逆に仕事を辞めても、短時間保育が必要な場合においても通園中のお子さんには、長時間保育と短時間保育の認定変更を行うことで、継続して通園を続けることが可能になっておりますので、町外に通うというのではなく、是非、はぐくみに通って頂きたいと考えているところでございます。

そこで、3点目のはぐくみの幼稚園機能のPRということでございますが、2月には、新年度の入園申込みを受付致しますが、町内のお子さんがはぐくみの入園を希望される場合には、全員を受け入れるよう、しっかりと対応して参りたいと考えているところでございます。

また、現在、役場の窓口に来られた町外の幼稚園に通う保護者の方には、実際にはぐくみの様子を見て頂くことにも取り組んでいるところでございます。

また、保育料を始めと致しまして、今ほど申し上げた、運営内容などについてご理解頂き、はぐくみを選択してもらうためには、議員が言われるとおり、幼稚園機能の積極的な周知が大変重要でありますので、広報誌や町のホームページを大いに活用して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時37分)

5番三浦議員。

●5番

今ほどの回答によりまして、現在、町外の幼稚園に通っている数と、それからはぐくみに通っている半日の保育に通っている子供の数が同じだけいるということを伺いました。

なるべくでしたら、町内の子供が町内の施設に通えることが、私としては、とても小学校に入る時のことなど考えても、理想ではないかなというふうに考えているんです。

特に、奈井江のはぐくみの良い所というのは、幅広い年齢層の子供たちが、その仲間の中で育つというところがとても特徴だと思うんですね。

3歳児以上だけの子供の中で生活するのと、ハイハイするような子供も含めて、そういう子供たちの中で、生活するのでは、やはりこの少子化の中にあって、そういう経験はすごく大切なのではないかというふうに思っています。

そして、みずほ幼稚園がなくなった時のあの当時のお母さんたちには、かなり色々なことを話し合っ、納得してもらっていると思うんですけども、それからちょっと時が経ってますので、今、幼稚園に入ろうかなという子供さんたちを抱えてる、お母さんたちお父さんたちにはその時の経過がなかなか分かってない方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、今ほど、町長がお答え頂いたように、積極的に幼稚園機能の素晴らしさとか、そのところをアピールして頂けたらというふうに思っております。

このことについては、再質問は求めません。

最後に、高齢者運転に対する自動車運転免許証自主返納制度支援について、町長に質問致します。

先日、町内会の会合に出席しました折、参加者から高齢になり、家族の勧めもあって、自動車を手放したんだけど、免許証の返納をするかどうか悩んでいる。もう、使用することはないと思うけれども、写真のついた身分証明書として使えるので、まだ手元においている。なにかきっかけがあれば、手放す気になると思うが、なかなか踏ん切りがつかない。他の市や町では返納したら、タクシー券をもらえるというような返納を促す支援をしているところもあるけれども、奈井江町はどう考えているんだろうねというふうに聞かれました。

今年だけでも、高齢者ドライバーによる大きな事故が連日のように報道されています。高齢者本人はもとより、家族の方たちも心配しておられることと思います。

ただ、公共交通が比較的便利な都市部では、免許返納への抵抗も少ないと思いますが、地方では、自動車がなければ生活が成り立たないということもあり、簡単に免許返納ということにはならないのかと思います。

そこで、奈井江町としては、高齢者ドライバーの事故防止について、どういう方針で臨んでいるのか、また、免許返納者への助成などを検討していく考えはあるのか、お尋ねします。

●議長
町長。

(10時42分)

●町長

三浦議員の2点目の質問でございますが、高齢者運転に対する自動車運転免許証自主返納制度支援についてということでございますが、三浦議員からの質問につきまして2点についてお答え致したいと思います。

1つ目の町としては、町として、高齢者ドライバーの事故防止についての方針でございますが、議員のご指摘のとおり、近年、徐々に高齢者が運転する車両によります交通事故が増えていることは承知しておりますが、当町では、町民の皆さんとともに、悲惨な交通事故にあわない、あわせないを合言葉に致しまして、春、秋の町民大会や街頭啓発などの交通安全運動に取り組んでいるところでございますし、事故のない、安全安心なまちづくりを実践しております。

加えて、高齢者ドライバーの事故防止については、地区の老人クラブにおいて実施しております、「交通防犯教室」がありますが、まだまだ開催数は足りていないと感じておりますので、連合区長会議や老人クラブの会議などを通じながら、周知するとともに、砂川警察署と連携する中で、啓発を活発に行えるよう努めて参りたいと考えているところでございます。

2つ目の、免許返納者への助成などを検討して行くべきでないかということでございますが、既に、道路交通法施行規則の一部改正によりまして、運転免許証を自主返納し

た方については、公的な身分証明書として使用することが可能となった「運転経歴証明書」が、運転免許試験場や警察署で申請手続きができるよう制度化されているところでございます。

私は、最も人口が多い団塊の世代が、後期高齢者になる時期を見越して、平成25年10月に各界各層の意見を取り入れながら、従来の町営バス向ヶ丘線に加えて、市街地を循環する市街地循環バスと、農村地区を対象と致しました乗り合いタクシーの運行を開始致しました。

高齢化が進む中にありまして、自家用車や自転車を使った生活から、歩行が中心となる生活に変わることを考えて、このような環境を整えるべきだという考えがあったことは言うまでもございません。

タクシー無料乗車券などを配布して、高齢者の運転免許証返納を促す政策を行っている自治体もあるようでございますが、奈井江町としては、毎日、安価で便利に利用して頂く町民の足としての地域公共交通事業を、今後も皆様の意見や意向を取り入れながら運行していくことを政策として進めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時46分)

5番三浦議員。

●5番

この件に関して、老人クラブなどで、周知徹底しているというお話でしたけれども、運転経歴証明書を発行するという事は、最近始まっていることですし、それから、もう一つ、市内循環バスを利用してもらう方向でということなんですけれども、なかなか乗る方が増えないということもあると思うんですね。

ですから、そういうことも含めて、当事者である高齢者の方たち、老人クラブの集まりとか役員の方の集まりなどを通して、当事者の方たちの意見を本当に吸い取っていくということが、これからますます増えていくので、大切ではないかと思うんですが、この点に関してだけ、もう一度お尋ねしたいと思います。

●議長

(10時47分)

町長。

●町長

今、三浦議員のおっしゃるとおり、当事者の高齢者のだと思いますが、そういう人たちの意見を聞きながら、どういうふうに展開していったらいいか、今後とも考えていきたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長 (10時48分)
5番三浦議員。

●5番
高齢者も含めて、悲惨な交通事故が起きないということが、一番大事だと思いますので、よろしくをお願いします。
以上で質問を終わります。

●議長
三浦議員の一般質問はこれで終わります。
ここで11時00分まで休憩と致します。

(休憩) (10時48分)

(2. 6番森岡議員の質問・答弁) (11時00分)

●議長
会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
6番森岡議員。

(6番 登壇)

●6番
それでは、通告に従いまして、大綱1件、ないえ温泉施設に関わる件として、細目5点、町長にお伺いを致します。
現状の「ないえ温泉」につきましては、平成2年に開設されて以来、良質な源泉を持つ温泉施設として町外からの利用客も多く、今日まで町民に親しまれた施設であります。
施設の管理運営につきましては、平成16年度までは町営、また平成17年度から19年度は、指定管理者制度に基づく町内事業者での運営、平成20年より今年の9月までですか、同じ事業者に対する温泉施設部分の無償貸与での運営が行われてきました。
この無償貸与の契約につきましては、10年間という契約ではありましたが、社会環境の変化を含めまして様々な理由により、利用者の減少が続いてしまい、経営継続が困難となりまして、9月末には施設の閉鎖となってしまったことは、非常に残念な思いをしております。
今年度開催されました、8月後半からの町政懇談会においても、議会懇談会でもそうだったんですけれども、温泉の管理については、町民から厳しい内容も含めて、様々な意見がありましたが、当時、温泉としても一番厳しい状況だったんだろうなあと、自分なりに思っています。

結果として、契約期間内での閉鎖ということになってしまいました。指定管理制度における運営の時には、3年間ですけど、温泉部分に年間3000万強の管理費が発生しており、無償貸与になってからの8年間は、途中で燃料費の高騰部分や冷泉である源泉を加温するというものについての一時的な支援をしてきましたけれども、経常的な管理費の削減には寄与して頂いたということについては、これは自分としては、忘れてはいけないことではないかなと思っております。

町長はいち早く、ないえ温泉の再開を目指す方針を打ち出されまして、11月の臨時会において、特別行政報告の中で、現状と今後のことについて説明がありました。

今回、再開準備の根幹であります「施設の設置と管理に関する条例」が、今定例会に提案されることになっております。

今議題となっているわけではありません、まだ議題となっているわけではありませんけれども、今後の温泉についての運営にも関わることでもありますので、この件についても質問させて頂きたいと思っております。

まず、従前ありました「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例」につきましては、指定管理者制度移行時に改正があり、その後施設の無償貸与による管理運営となる時に廃止をされております。

今回、新たにというか改めて町の施設としての位置づけをし、今回主に管理に関することを定めているものでありますけれども、今までの経緯や今後発生する様々な費用、ちょっといくらか分かりませんが、多面的な面で費用が出てくると思いますが、そういうことを踏まえた時に、改めてこの施設の設置の目的ということを確認するべきではないのかなと、自分では思っておりますけれども、この点についてまず町長のお考えをお伺いします。

また、条文において施設の管理を管理の代行という項目の中で、「指定管理者」に限定をされておりますが、その理由についても伺います。

次に、今後の温泉施設再開に向けての件と運営について、どのように考えているかということでお伺いをしたいと思います。

ないえ温泉につきましては、先ほど申し上げたように、平成2年、4月だったと思っておりますけど、オープンしており、当然、築年数からいっても、新規再開にあたっては、かなりの施設の改修が見込まれるのではないかなと思われまます。

臨時会の折には、「平成29年の新年度予算に温泉施設の改修費を計上したい」というようなお話しがありましたけれども、例年、年明けの2月25日前後には予算案のプレス発表、これは大体毎年その時期にあるわけでありまして、今もう12月中ですから正月2カ月しか残されていない現状において、当然ながら、どうしてもここは直さなければならぬんだというような場所は、もう既に把握されているんだろうというように私は思いますし、当然ながら、ある程度の、細かい部分ではなくてある程度の積算がされているんじゃないかなというように僕は思っています。

そこで、現在、想定されている主な改修箇所、それから改修に関わる概算の費用の全体額、あわせて改修費用の財源ということにつきまして、どのように考えているのか、お伺いをします。

次に、施設の機能ということでありませけれども、今まで同様に、入浴は当然ですけど、今までと同じく宿泊機能や料理の提供も含めて、宴会や会食等もできる同様の施設としていきたいのかどうか、そこを伺います。

質問の最後ですけど、今回、指定管理者制度ということの管理運営に対して発生する費用ということに、管理費でありますけど、いくらになるかはちょっと想定は出来ませんが、この件について伺います。

指定管理者制度につきましては、皆様ご存知のように、施設の利用料や運営による収益を管理者が収入とすることが出来る制度でありまして、民間の発想による施設の活性化や相対的な管理費の軽減が見込める制度であります。

全国的にみると、稀なケースだと思えますけれども、この制度で逆に、大きな収益を上げて設置者に使用料を支払っているケースも、国内にはあったようなことを記憶しておりますし、極めて負担の少ない額での指定管理ということもあるのではないかなと思われませけれども、今年の3月、温泉の現状について説明がありまして、その時、示されましたこの「ないえ温泉の経営分析」ということで、説明を受けましたけれども、当町の温泉については、「低温の源泉を加温する為の費用については経営に与える影響を考慮する必要がある」ということも経営分析には記されておりまして、先ほど申し上げましたように、平成18年から20年ですか、3年間にかけては、年間、温泉の部分だけです、隣の改善センター等は外した中で、年間3000万強の管理費ということが指定管理料ということで計上されておりまして、また、その当時のような利用者の数を、今の現段階で、人口も減っておりますし、周りの環境も含めて、当時のような利用者数を想定するということは、きつともって難しいんだろうなと、私は思えますけれども、金額については今全然自分としては見当が付きませけれども、当然、施設を管理するというのであれば、積算されている部分もあるのかなと思われませけれども、一定程度と申しますか、応分の管理費は当然必要になってくるのんだろうなというように認識しております。

そこで、温泉を新規開設したとして以降、この毎年度ですね、経常経費として指定管理料という管理費が発生していくわけですがけれども、このお金については、当然今年の町政懇談会の時の推計にも、その時はまだ入っていないわけでありませけれども、新たに経常的に発生する管理費ということにつきまして、この新たな財政負担について、町長の見解をお伺いしたいと思えます。

以上、ないえ温泉施設に関し、5点質問致します。

●議長
町長。

(11時11分)

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思えますが、まずは、ないえ温泉施設の設置

及び管理に関する条例について、及び今後の施設運営に関する件について、ご質問がございました。

1 番目としては、設置の目的を明確にすることについて。

2 番目としては、指定管理者制度に限定した理由について。

3 番目としては、施設再開にあたって、必要と思われる主な改修箇所と、その概算費用及び財源について。

4 番目としては、再開後の宿泊、宴会、会食等の運営の考え方について。

5 番目と致しましては、指定管理者制度の運営における管理費についてということで、よろしいございますね。

それでは、まず1点目の設置の目的を明確にするべきではないかとのことですが、温泉施設につきましては、平成2年の開設以来、町民の保養と健康保持増進を目的に、更には、町の貴重な観光施設として、運営してきたところでございまして、施設の性格、意義については、これからも変わることなく、運営していかなければならないと考えているところでございます。

また、町政懇談会においても、数多くのご意見を頂きましたことは、皆さん方の温泉を大切にしたいと受け止め、町民をはじめ、多くの方に愛される施設でなければならぬと強く思うところでございます。

本条例につきましては、民営化直前の条例と同様に定めているところでございますが、こうした考えを踏まえながら、温泉施設の意義や目的、更には、町民や利用者のご意見を、管理運営に反映させることを、指定管理の募集要項に明示するとともに、指定後の協定書におきましても、これらのことを明確に定めて参りたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思うところでございます。

2点目の、指定管理者制度に限定した理由についてでございますが、今回の条例制定にあたっては、株式会社新しいえ温泉の倒産や、昨今の温泉施設を取り巻く環境を踏まえ、改めて、その管理運営のあり方について検討したところでありますが、そのポイントと致しまして、再開後の運営に関して、温泉施設本来の目的であります、町民の保養と健康保持増進を図るという観点から、行政の一定の関与が必要であることについては、変わりはありませんが、施設の性格上、より効率的で効果的な運営を行うには、民間企業のノウハウの活用は不可欠であることに加えまして、人口減少など、経営環境が厳しさを増していることから、これらの趣旨に合致した運営形態と致しまして、これまでの使用貸借による運営ではなく、町が公の施設として設置し、指定管理者制度による運営形態が、最も適していると判断したところでございます。

なお、指定管理者の公募をする際には、町外企業も対象と致しまして、企画・提案によりますプロポーザル方式によりまして、事業者の選定を考えておりますが、応募要件の中には、「温泉施設経営の経験、能力を十分に有し、また、地域住民の支持を回復させる運営の実施」を重点課題と致しまして、明示していきたいと考えておりますので、ご理解のほどを賜わるところでございます。

3点目の、施設再開にあたって必要と思われる主な改修箇所と、その概算費用及び財源についてでございますが、温泉施設につきましては、実際に私も施設に直接出向きま

して、現状を確認したところでありますが、建築後26年が経過した施設は、経年劣化により傷みが進行しておりまして、営業再開には一定の改修が必要であると考えております。

特に、大浴場やボイラー設備、厨房設備は、専門性が高いことから、実施設計を行いまして、適正な改修をして参りたいと考えております。

また、浄化槽設備、脱衣室の改修、館内の床、内装の傷みや汚れなどを改善させ、更には一定の備品の整備も必要でございます。

現在、これらの状況の確認作業を行っておりますが、再開前に、町と致しまして整備が必要なもの、あるいは、年次計画で進めるものなど区分をしながら、優先順位を検討し、予算の積算を進めております。

これらの総額につきましては、数千万円単位となる見込みでございますが、当初予算編成時点において、想定出来る総枠を設定し、また、大規模改修に係る部分の財源につきましては、施設の長寿命化を目的と致しまして、過疎債の活用を考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

4点目でございますが、再開後の、宿泊、宴会、会食等の運営の考え方についてでございますが、温泉施設は、昨年度実施した経営診断を基に致しまして、利用者のニーズを的確に捉え、保養、宿泊、レストランの各部門を改善して、運営していくことを考えております。

併せて、現在、休館中の農業構造改善センターについても、団体客の宴会や研修など、温泉施設と一体となった有効活用策を探っていきたいと考えているところでございます。

いずれに致しましても、何よりもサービスの充実が一番大切なことであるから、指定管理者には、それぞれの部門の改善策を盛り込んだ計画を期待し、利用者に喜ばれる施設運営をしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思うところでございます。

5点目の、指定管理者制度の運営における管理費についてでございますが、平成17年度から3年間、温泉施設と農業構造改善センターの指定管理費と致しまして、合わせて、年間約4千万円を予算計上しておりましたが、管理費の積算にあたっては、近年の経営状況における利用者数や人員配置などを分析しながら、効率的かつ効果的な管理運営が最大限発揮されるとともに、可能な限り、経費の縮減を図った指定管理費の積算を行って参りたいと考えているところでございます。

いずれに致しましても、人口減少など社会情勢の変化によりまして、温泉事業を取り巻く環境が大きく変わる中、サービスの向上を図りつつ、利用者の増加を目指しながら、適正な管理運営方法を検討していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い致します。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時20分)

6番森岡議員。

● 6 番

今、5点について答弁を頂きました。

それで、特に改修に関わる費用につきましては、今現状の金額、概算の部分も含めて、ご答弁頂いた、そのことは理解したいと思います。

ただ、今回、専門的な部分を調査をするということで、委託費も今回計上されておりますから、新たなものが発生してきたら、また増えていくことあるんだろうと思いますし、当然備品関係もかなりの更新が必要かなというような思いの中で、やはり、総額、費用はちょっと想像よりは多いなというような、今、思いがあるんですけど、本来この温泉の再開にあたって、今までと同じように、現状のままで管理者がまた、違う管理者が来て、やって頂ければ別に不安もないわけですが、やはり、今回、ある意味多額の投資が必要だということと、それから、更には、やはりね、毎年、経常的に経費が、先ほど、町長、改善センターも入れて4千万って言ってましたけれども、今回はね、当然そんな値段にはならないだろうとは思いますが、いずれにしても、結構な金額の管理費が、経常的に発生するということは、これ、町としては本当に重大な政策判断なんだろうと自分では思ってますし、本来であったら、もっともっと町民の声を聴いて、色々な部分で決めて頂きたかったなという思いもありますけれども、時間がないということでもありますし、今有利な起債を借りて、改修に充てるんだというご答弁もありましたけれども、来年の新年度予算に計上しないとなかなか希望枠がとれないというようなことも担当には聞いてますけれども、そんな中でありまして、町長、一番の再開の理由は、町政懇談会でも温泉を愛する町民の声があったということと、従前、公の施設のアンケートの中で、7割が存続して欲しいという声があったということではありますけど、当然今まであったものがなくなるというのは寂しい話ですから、あった方がいいという声が多いのは、これ当たり前のことなんです。

それで、ただアンケートに書いて、出してくれたという、その思いは、きちっと受け止めなければならないと思いますけれども、この温泉の問題が出てから、これはあくまで私的な部分ですけど、色々な周りの方と話しをする機会もありますし、その中でやはり再開して欲しいという声、もちろん多いです。

それと、いくらお金掛かるか、その時は分かりませんでしたけれども、当然直して、これから運営費出して大丈夫なのかって、これは率直な声ですね、施設についても町民の保養施設として、例えば、良質な温泉があるんだから、そういう憩いの場だけでいいんじゃないのかという色々な意見があります。

ただ、この再開に関してどうだということになると、どちらかというと高齢者の方は、早く再開して温泉やって欲しい、ちょっと世代が下がると、非常に心配する声がある。

そんな中で、今後ちょっと心配になるのは、経営診断書にもあるように、この20キロ圏内に7つ同じような施設があって、なかなか厳しい経営診断書が出てる、それは町長も当然見てると思いますけれども、そんな中でまた、10年後に同じことになるんじゃないのかという心配の声もあります。

自分でも絶対大丈夫だという、なかなか答えは出来ない中であって、自分で一番、最初の町長の、条例の目的の時に答弁頂いた部分でありますけど、自分が本当にこの温泉

の再開、そして、多額な費用の発生と経常的経費の発生で、どうしたらいいのかなって自分なりに色々考えたんですけども、本当は、11月の臨時会の時に、もっと言うべきだなと思ったんですけど、それは今回、条例の条文を見た中に、一番最初に聞いた設置の目的ないじゃないか、何のために温泉やるのっていう、根幹ね、そこだと思っんですよね。

それで、町長の途中で答弁もありましたけれども、やはり、今、これだけの事業をずるということにあたっては、なんで、奈井江町にないえ温泉が必要なんだということとか、例えば奈井江町には、奈井江町に相応しい温泉のあり方があるんじゃないかとか、更に、奈井江町としてどのような温泉を目指すのかというような、このようなないえ温泉を町としてきちっと位置付けをして、ちゃんとといったら失礼ですけども、町民にも示すことが絶対必要なんだろうなと思うんですよ。

自分としても、例えば、町はこういう温泉を目指すんだということになったらそれに対して、じゃ、こうこうしようっていうことについては、重々理解をするところがありますしね、やはり今、今回のこの条例の出た段階で、自分として今のことに関してはきちっと町から示している必要があるんじゃないか、そこをきちっと示すことが、より町民にも理解をしてもらえるんじゃないかなというように、自分は思っているんですよ。

その中で、答弁にもありましたけども、もう1回、町長、それから、これはないえ温泉は重要な施設ですから、担当課、それから財政やまちづくりも含めて、このないえ温泉の位置付けということについては、条例に入れれということではないですけども、やはりきちっと位置付けをして、先ほど言ったなんで奈井江に温泉必要なのかということとか、奈井江町には相応しい温泉のあり方あるだろうと、じゃ、どういう温泉なんだとか、奈井江町としてどんな温泉を目指すんだということを、やっぱり含めて示して頂くことが、これ一番重要なことなんじゃないかなって、僕なりに思っているんですけども、その点について、もう一度ご答弁をお願いします。

●議長
町長。

(11時28分)

●町長

今、森岡議員の再質問でございますが、奈井江町に相応しい温泉ということでございますが、相応しい温泉にしようという思いは持っているところでございますが、いずれに致しましても、今、先ほど答弁致しましたように、様々な面で、どこを直したらいいか、どういうふうにしたらいいかということも含めまして、様々な検討を致している最中でございますが、いずれに致しましても、奈井江町に相応しい温泉を作っていきたい、こういうふうを考えておりますので、奈井江町と致しましては、温泉が奈井江町の一つの顔だと、森岡議員のおっしゃったように、泉質もよろしゅうございますし、交流の場でもありますし、しかも、1日お仕事をして、温泉に入る、つかると心も体も癒されるということを含めて町民からそういう声が大きく聞かれるところでございまして、決し

て、私だけの判断でございません。

担当の方から、参事、課長を含めて担当者から随分その声を聞かされております。

いずれに致しましても、決して慌てることなく慎重にしなければいけないというのが私の言葉でございまして、いずれに致しましても、奈井江町に相応しい温泉にするために、ただ、段々高齢化率が高まってきております。

若い層も、逆に温泉利用する人もおられることも、これまた事実でございます。

1日のお仕事の労を取りながら、労うということも若い人も言うておりました。

先ほど議員の、施設に関するアンケートでは、7割強の人が、そういうことを望んでいるということを見無視するわけにはいきませんし、そして、奈井江の顔として、育てていきたいと、そして森岡議員のおっしゃるように、奈井江町に相応しい温泉として育てていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解、ただ、財政的には、過疎債、使われますから、ご案内の通りだと思いますが、中長期的に見て、財政が大丈夫だということから、こういう提案をするところでございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時31分)

6番森岡議員。

●6番

今、町長から、思いのこもった答えを頂きましたので、それで今言った町長、答弁頂いたこと、これ本当に一番大事な根幹の部分だと思いますので、当然、この後、条例の提案もあるわけですがけれども、事前に説明を聞きますと、来年1月2月にでも、公募にかかりたいというようなことも、ありましたから、そのためにはやっぱりこの奈井江町で温泉の位置付けというのをきちっと必要だということを私は思って質問させて頂きましたけれども、これから町長、忘年会、新年会、ちょっとどうか分かりませんが、様々な場面で町民に触れ合うこと、すごくあると思うんですよ。

私たちはこの12月の定例議会が終れば、ちょっと残念ですけど3月の予算の提案まで、公式にはこの議論に関わることはないんですけども、今の町長の思いとか、今後の温泉のあり方については、十分色々な場所で町民に説明をして頂きたいと思っておりますけど、その点について、ご了承頂けますか。

●議長

(11時33分)

町長。

●町長

今、森岡議員の再々質問でございますが、ご案内の通り、住民と触れ合いながら、そしてこのことについては内容を含めた説明をして参りたい、そして、また住民の意見も聞き取りながら、判断していきたい、こういうふうを考えておりますので、ご理解のほ

どをよろしくお願ひ申し上げます。

●議長

以上で、森岡議員の一般質問は終了しました。

(1 1 時 3 4 分)

(3 . 8 番大矢議員の質問・答弁)

(1 1 時 3 4 分)

●議長

8 番大矢議員。

(8 番 登壇)

● 8 番

早速ですけれども、通告に従い、町長に大綱 2 点、教育長に大綱 1 点、質問させていただきます。

よろしくお願ひ致します。

まず最初に、公の施設の指定管理等民間管理について、町長にお伺ひ致します。

国は、公の施設の管理運営について、平成 1 5 年から民間の力を借りて住民サービスの向上と経費の削減を目的として、指定管理等の取り組みを進めて参りました。

奈井江町でもこの方針を受けて、平成 1 6 年より取り組んできました。

今年度は、指定管理 5 施設、無償貸与 1 施設となっていますけれども、人口減少や高齢化などにより利用者が減少しており、経営が大変厳しくなっています。

特に、今回株式会社新しいえ温泉が、契約途中で業務停止したことは誠に残念なことであり、官民連携の難しさを考えさせられました。

しかし、多様化する住民ニーズの対応と町財政の健全化など、時代、環境に対応するためには民間との連携は進めなければならないものと思いますので、4 点質問させていただきます。

まず 1 点目につきましてですけれども、業務履行状態の確認について。

制度化はされていないということでもありますけれども、自治体は指定管理者に対し、業務履行状態の確認をしなければならないと理解されています。

各自治体は、様々な方法で行われています。

一方、「何のために行うのか」「その結果をどのように生かすのか」が整理されていないため、その効果を発揮できていないという指摘もあります。

私が読んだ本の話でございますけれども、業務履行状態の確認を適切に行うため、「モニタリング」「監査」「評価」の内容を明確に整理し、その目的や基準などを管理者にあらかじめ示すことが必要であると書かれていました。

奈井江町ではどのように取り組んでいるのかお伺ひします。

2 点目、運営介入と途中解約、引き渡しについてであります。

民間管理にも色々な形態がありますので、町との関わりには違いがあると思いますが、町有施設であり、町民サービスの一翼を担うわけですから、町としても適正に運営されているか評価するとともに、問題があれば改善を求めていかなければならないと思います。

これまでは、民間企業に対して運営には関与出来ないという立場で、申し入れという対応でしたけれども、経費の節減だけでなく、サービスの向上も目的としていることから、運営指導が必要だと思います。

また、運営に問題があり、改善されない時は、速やかに引き渡しができるよう途中解約に関する取り決めも必要ではないかと思います。

更には、民間企業ですので、契約途中で倒産や撤退することも考えられます。

ないえ温泉では、弁護士費用や管理経費が掛かっており、また、いまだに引き渡しができないということであり、返還されるまで経費と時間が掛かっています。

運営が出来なくなった時には、速やかに引き渡しができるよう取り決めることが必要だと思います。

これらについての考えを伺います。

3点目は、リスク負担についてであります。

リスクにも色々ありますけれども、1つとして、奈井江町の施設は古いことから、修繕費、大規模修繕、これらの施設の維持管理リスク、2点目は燃料費、電気料の変動が大きいので、これらの変動リスク、3点目は、近年ゲリラ豪雨など災害が多く発生していますが、これらの大規模な天災等の発生リスク、4点目は、政策、制度の改正など政策変更リスク、これらのリスクが考えられます。

これら全てを民間に負担させることは、サービスの低下を招くばかりでなく、事業継続が難しくなります。

リスク負担のあり方について取り決める必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

次に4点目、契約・協定内容の公開についてであります。

奈井江町は、情報の共有、情報公開を積極的に進めてきました。

しかし、指定管理等民間管理の契約・協定内容については、相手があるということで、公開してきませんでした。

情報の共有・契約・協定の透明性の観点から、個人情報や、企業の知的財産の保護など、特別な部分を除いて、全ての情報は公開していくべきと考えますけれども、町長の考えを伺います。

以上、4点について答弁を頂きたいと思います。

●議長
町長。

(11時39分)

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答え申し上げていきたいと思っております。

公の施設の指定管理等民間管理についてということでございますが、1つ目として業務履行状態の確認について、2つ目としては運営介入と途中解約、引き渡しについて、3つ目としてはリスク負担、4つ目としては契約、協定内容の公開についてということで、よろしゅうございますね。

それでは、大矢議員のご指摘のとおり、国では、PFI制度や指定管理者制度といった公共サービスの提供主体を行政に限らず、民間事業者にも開放する動きが進んできておりまして、当町でも、地方自治法の改正による指定管理者制度創設の際には、全国でも先駆けて取り組んできたところでございます。

それでは、1点目の業務履行状態の確認についてであります。指定管理者制度につきましては、各施設の管理運営に関して、指定管理者と締結する協定によりまして、指定管理者より、毎月、業務報告書の提出を受け、内容の確認を行っているほか、日常的な連携において、施設の状況を把握しているところでございます。

また、年度終了後には、事業・収支報告書の提出を受け、各所管担当が確認をし、指定管理者選定委員会において各施設における事業の実施及び管理運営状況について、評価と課題整理を行っております。

次に、2点目の運営介入と途中解約、引き渡しについてでございますが、運営介入に係る指導につきましては、管理業務や経理状況について報告を求め、指示を行うことができるよう協定に規定しておりまして、また、業務報告書の確認の中で、問題があれば必要に応じて行っているところでございます。

一方、運営に改善が図られない場合における、途中解約及び引き渡しについてでございますが、途中解約とは、指定管理者の指定行為という地方自治法に基づく行政処分を途中で取り消すこととなりますから、それには行政手続法に則って行うことになるが、まずは、適正化を図る努力を行うことを求めるなどの手続きが必要でございまして、手続きを踏まない取消行為につきましては、違法または無効となる可能性が高いことから、慎重な対応が必要と考えております。

いずれに致しましても、事業者の経営が立ち行かなくなった場合に、利用者へのサービスの提供を継続的に図るため、法に定められた手続きによりまして、速やかな対応をしなければならないと認識しております。

次に、3点目のリスク負担でございますが、指定管理者制度が、わが国で導入されて以来、制度運用のノウハウが蓄積されてくる中で、当町においては、本年度の公募から、公募時の募集要項及び協定書において、町と指定管理者との責任を明確化するため、燃料費など社会的増減について、町と民間事業者、双方がリスクを負うことや修繕など、リスク分担を明記し、管理運営についても運用していくこととしております。

次に、4点目の契約・協定内容の公開についてでございますが、公募の際に募集要項、関係資料及び協定書案を町ホームページに掲載致しまして、加えて、応募した事業者の事業計画、収支計画の概要についても、本議会で提出している指定管理者指定議案や、選定終了後のホームページでの掲載を通じて公開することとしております。

「どのような基準で選定されたのか」、または「どのような基準や計画及び協定に基づいて管理運営が行われるのか」が、分かるものと認識しております。

しかしながら、大矢議員のご指摘のとおり、民間事業者による管理運営という側面から、当該事業者の個人情報などへの配慮をしつつ、町と致しましても、透明性の確保に努めた運用を行っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時45分)

8番大矢議員。

●8番

4点に渡って答弁頂きましたけれども、まず1番目の業務履行状態ということでございますけれども、奈井江町は16年からということで、既に10年以上にわたって取り組んでますし、今回で3回目の更新になるんですか、ということで、その都度、そういうことは、履行状態のチェックということに関しては問題があれば、取り組んできて、きちっと対応されているということは、理解をするんですけれども、1点ちょっと気になったのは、選定委員会の中でチェックしているということですが、選定委員会というのは、毎年毎年の業務についてはチェックしてないと私は認識しているんですね。

ですから、今回のように、継続の時には審査されるのかと思いますけれども、その辺のちょっと、その都度の毎年ですか、毎年とひと月ひと月の報告に対しての問題点があればそれぞれ協議の上、改善に向かってやって頂くということは分かりましたけれども、そういうトータル的な改善には、その設定委員会には関わってないのかなというふうに思うんですけれども、そのこの点の1点の確認をお願いをしたいと思います。

2点目の運営介入と途中解約の話ですけれども、指定管理等にはこれまでの発注者や受注者の関係と違い、パートナーの関係ですから、一方的な業務指示ということとは出来ないということになっているようです。

ですから、私が先ほど運営指導と言いましたけれども、これが適当な言葉でないんだなと思ってございます。

ただ、指定管理の取り消しというのは、全国で1%程度あるようです。

これは、法的には認められているというふうに言われています。

ただ、町長、先ほど言われたように、損害賠償等の、反対に町が訴えられるという事態が発生するということで、そういうこともやはり認識しなければならないということですから、町長も言われたとおり、そんな裁判沙汰にするよりは、お互いにきちっと話し合って、解決の糸口を見つけ出していくんだという、そういう姿勢については理解を致しました。

3点目のリスク負担についてでございますけれども、今回、燃料費、修繕費については、きちっと取り決めをしてやるということでございますから、理解を致しました。

よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、予測不可能なリスクが出た時には、管理者と十分協議をして対応して頂きたいと思えます。

4点目につきましては、ホームページ等でそれぞれ公開しているということでございます。

残念ながら私、ホームページ、やってませんから見る事が出来ませんから、奈井江町でどれだけの方がそれを見て頂いているのかなというのは、ちょっと考えるところでございます。

そこでもう1点、戻って、私の再質問に移らせて頂きたいと思えますけれども、評価の利用についてでございますけれども、先ほど言いましたように、短期的な評価改善については、それぞれ対応して頂いているというのは分かりました。

ただ、指定管理機関を通じて総合的に評価されたものが、どうやって利用されているのかというのがちょっと分からないんですけれども、今回、指定管理、変えるわけですが、これらの時に、要素として加わっているのかどうか、お伺いしたいと思えます。

●議長
町長。

(11時49分)

●町長

今、1点目の1年に1回、点検しているかどうかということでございますが、それは総括として、やっておりますから、ご懸念がある面については、事務当局にお聞き、尋ねて頂きたいと、こういうふうになっておりますので、よろしく願います。

また、あと、運営管理についての問題等々、指定管理者の問題がありますが、これらについても含めて、総体的に、私共としては、総括し、更には改善するところは改善するべく、進言しているところでございますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

8番大矢議員。

(11時50分)

●8番

ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかどうか分かりませんが、契約期間5年間の総合評価というものが、今回、設定するにあたって、加味されているのかどうかということを聞きたかったんですけれども、その辺がちょっと答えて頂けなかったのかなというふうに思えます。

その辺答えて頂けませんでしたから、これ、3度目の質問ですから、これ以上出来ませんからあれですけれども、加味されているのかどうかというのが、今、ちょっと分からないんですけれども、後ほど出てきます指定管理の時に参考資料の中で、件数で2社

の評価をされています。

この中で、このことが評価されているのかどうかというのが全然見えないんですね。

こういう、やっぱり企業の継続といいますか、指定管理業者が良い結果をうんだのか、悪いのか、結果だったのかというのは、きちんと評価して、公表していく必要があると思うんですね。

そういう意味も含めて、5カ年間のそのあたりを、きちんと評価するのか、その評価を次回の選定に参考とするのか、この辺、町長の見解を伺います。

●議長

(11時52分)

町長。

●町長

先ほど申しあげましたように、各指定管理業者により提出を受けた事業・収支報告書によりまして、利用状況及び収支状況等から課題の分析を行いまして、管理運営が適性かどうか協議致しまして、報告書としてまとめているところでございます。

しかしながら、このことを踏まえながら、管理運営状況等に問題がない限り、特段、指導までは至っていないのが現状でございまして、今後も、先程も申しあげました情報の公開と合わせて、PDCAサイクルを効果的に活かし、サービスの向上と円滑な業務の運営を行って参りたいと考えているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時53分)

8番大矢議員。

●8番

3回が終わりましたから質問は出来ませんので、次の質問に移らせて頂きますけれども、ちょっと私の質問と答弁が一致してないのが残念だなと思ってございます。

次に移ります。

アスベストの状況等について町長にお伺い致します。

札幌市の給食施設の煙突でアスベストの剥離が見つかり、多くの学校で給食が停止となったことが話題となりました。

その後、岩見沢市や函館市でもアスベストの剥離が見つかり、アスベスト対策が遅れていることが指摘されています。

12月7日には、美唄市でも5施設でアスベストが検出されたことが北海道新聞に掲載されていました。

町有施設でのアスベストを含む資材の使用状況、対応について伺います。

1つとして、各施設のアスベストを含む資材の使用の有無と現況。

2点目として、誰がどのように調査をしたのか、調査の方法。

3点目として、今後の対応。

以上、3点について答弁願います。

●議長
町長。

(11時54分)

●町長

大矢議員の町有施設のアスベストの現状についてということで答弁致したいと思うところでございますが、まずは、町有施設のアスベストを含む資材の使用状況についてということでございますが、1番目として各施設のアスベストを含む資材の使用の有無と状況について、2番目としては誰がどのように調査したのか、調査方法について、3番目としては今後の対応についてでございますが、国が定める「石綿障害予防規則」の改正によりまして、アスベストを含有している保温材、耐火被覆材、断熱材等が損傷、劣化によりまして、石綿等の粉塵を発生させるおそれがある場合には、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることとされました。

今回、問題となっているアスベストを含む煙突断熱材は、ボイラーや焼却炉の煙突に断熱目的として、主に1960年代から80年代にかけ、使用しておりました。

1990年代には、徐々にアスベストを含まない製品に移行して新規のアスベスト製品としては使用されなくなりましたが、町内にもアスベストを含む煙突断熱材が残されている可能性がございまして、その劣化状況や管理の状況によって、飛散のおそれがあるため、町内43の対象施設を北海道が定める点検マニュアルに沿って11月中旬から下旬にかけて調査を行いました。

そこで1点目の各施設のアスベスト含有資材の有無でございますが、43施設中8つの施設の煙突内部でアスベストを含む断熱材の使用を確認し、1つの施設でアスベストを含む可能性のある断熱材の使用を確認しました。

なお、学校、給食施設については、アスベストは含まれておりません。

2点目の調査方法につきましては、各施設とも施設管理者及び建築担当によります建築物の図面等や煙突内部を目視並びに写真等で確認致しまして、「劣化・損傷あり」「要観察」「通常」の3つの区分に分類致しました。

3点目の今後の対応と致しましては、劣化・損傷ありと判断したのは、ないえ温泉、旧江南小学校の屋内体育館、プレイルームの3施設の煙突が該当し、道のマニュアルでは、煙突を使用していない場合には、囲い込みなどによって飛散防止を図ることとなっているところでございまして、現在、3施設とも休館中でありますので、ないえ温泉については、今後、再開に向けた改修工事の中での新設を行うと共に、旧江南小学校の2件については、煙突については未使用でありますので、新年度予算で囲い込み等の対応を行って参ります。

要観察と判断したのは、4施設の煙突でございまして、体育館、文化ホール、公民館の3施設については、空気中の特定粉塵濃度の測定を行いまして、粉塵の有無を確認し、作業については12月20日に予定しております。

粉塵がない場合においても、毎年、定期的に特定粉塵濃度の測定を行って参ります。

やすらぎの家については、施工時期から考えますと、アスベストを含む資材を使用していない可能性があることから、まずは12月19日に定性検査を行いまして、アスベストの有無を確認して参ります。

万が一、測定の結果によりアスベストの粉塵があった場合には、既存煙突を囲い込み、新たな煙突の建設を行って参りたいと考えております。

通常と判断したのは、健寿苑、農業構造改善センターの2施設の煙突が該当致しまして、対応として、定期点検等によります、劣化・損傷の有無を引き続き観察することとなっております。

今後は、要観察な状態に移行していないか、定期的に経過観察を行って参りますので、ご理解願いたいと思います。

参考までに申し上げたいと思いますが、煙突石綿断熱材については、製造終了年については、平成3年になります。1991年でございます。

市中流通が平成8年、1996年、製造中止から5年経過していることから、ただ、在庫はある場合には、そういう建設があったらろうと、こういうふうにして点検を強めて参りたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長 (12時01分)
8番大矢議員。

●8番
私も知らなかったもので、アスベスト被害というのは早くから言っていたので、だいぶ前に製造も中止されて使われてないんだというふうに思っていましたけれども、つい最近といたらあれですけど、平成8年までは使われていた。また、それ以降も在庫があったら使っていたということで、大変、奈井江町にはもうあんまりないのかなと思っていましたけれども、かなりの施設が使われているという。また、大変便利な資材だったということもあって、色々な形で使われていたということもあって分からなかったのかなと思います。

その中で、問題といたしますか使われてる施設が8施設ですか、あるということですから、これらについては対応を十分して頂かなければならないと思いますけれども、1点、定期の検査といたしますか、やっていくということなんですけれども、これ、国から通達なんだろうと思いますけれども、北海道の気象状況等考えますと、大変、冬、結露やなんかあって、傷みが早いんじゃないかと思うんですね。

ですから、基準より細かく点検、目視点検なんだろうと思いますけれども、していく必要があるだろうと思いますけれども、今の現時点ではどのように、点検間隔等はどのように考えているかお伺いしたいと思います。

●議長 (12時02分)
町長。

●町長

定期観察については、いつもやっているところがございますし、これからも、ただ大丈夫だという施設についても、定期観察をしていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご安心頂きたいと思うところがございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(12時03分)

8番。

●8番

この件については、検査が出たら、それ以上、速やかに対応するというところでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、奈井江小学校のグラウンド改修について、教育長にお伺い致します。

今年度の予算で奈井江町小学校のグラウンドの改修が計画されましたけれども、補助を要請しており、補助額が大きいので、補助がなければ実施せず、次年度以降、補助が認められた時に実施するという説明があり、耐震化を優先しているもので、採択は非常に厳しい状況であることも説明されました。

この度、今年度の補正予算で補助が受けられることが決まったと聞きました。

大変喜ばしいことです。

しかし、残念なことに積雪期を迎え、本年度施工することができません。

施工時期や供用時期など今後のスケジュールをお伺いします。

●議長

(12時04分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、大矢議員よりご質問ございました小学校のグラウンド改修につきまして、ご答弁を申し上げたいと思っております。

北海道教育委員会より、グラウンドの改修工事に伴う「平成28年度学校環境改善交付金」の交付決定を、本年11月16日付で正式にお受けをさせて頂いたところでございます。

今後のスケジュールと致しましては、積雪のため、工事の実施が難しい状況下にありますことから、平成29年3月の第1回定例会に、繰越明許のご承認をお願いをし、実際の工事着工につきましては、6月上旬の運動会終了後とし、工事完了を11月下旬に予定をさせて頂いているところでございます。

工事の内容と致しましては、水はけを良くするため、暗渠の整備、土の入れ替え等を行い、陸上トラックの内側と外側外周に、芝の種を吹き付ける予定としております。

なお、芝の養生のため、平成30年の春まではグラウンドの使用は出来ないものというふうに認識をさせて頂いております。

その間の屋外での体育授業は、公民館の町民広場、中学校グラウンド、本町公園、寿運動公園等の活用を想定しておりますが、いずれに致しましても、学校側とも十分協議をさせて頂き、教育活動に支障のなきよう取り進めて参りたいと考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(12時06分)

8番。

●8番

本年度予算ですから、雪解け早々に着工出来るのかなというふうに思ってございましたけれども、運動会後から始めて11月ですか、出来て、芝の養生があるということですから、再来年の雪解け後ということですね、雪解け後の供用ということ、まるまる、折角今年の予算で認定されましたけれども、まるまる1年使える時期が遅れてしまうということなので、ちょっと残念だなというふうに思うんですけども、これ農業基盤の整備やなんかでは、もとはやっていたんですけども、より良い条件の中でやるということで、夏施工とかっていうふうに、進めてますし、子供たちにとっては折角、案が出てから1年2年と投げられているということは、楽しみにしているのに、使えないということもあるので、ちょっと可哀想だなという、少しでも良い時期にして、早い時期に使ってもらいたいなという思いでいたんですけども、そんな恰好で、芝の養生がしなければならぬということ、30年の春からということなんですけれども、私は、専門家で、分からないんですけども、これらを解消するような別な工法とか、別な工法というか1年掛からないでやる方法とかあるのかどうか分かりませんが、そういうことについて研究、違う工法について取り組む考えはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

●議長

(12時08分)

教育長。

●教育長

只今のスケジュール関係につきましては、昨年度、実施設計をさせて頂きまして、その設計に基づいて、一番、予算的に適切な施工方法ということで、判断をさせて頂いて、決定をさせて頂いておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(12時08分)

8番。

● 8 番

ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わらせて頂きます。

● 議長

以上で、町政一般質問を終わります。

ここで、1時15分まで昼食のため休憩と致します。

(昼休憩)

(12時09分)

日程第6 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時13分)

● 議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第6、議案第7号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

● 副町長

第4回定例会出席大変お疲れさまでございます。

私の方から議案書の52頁、議案第7号について説明をさせていただきます。

議案第7号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例」

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、先に行われました第4回臨時会におきまして、北町長から、本年9月に休業したないえ温泉施設に関し、「施設の再開を前提に検討が必要」との特別報告を行ったところでございますが、民間企業のノウハウを活かした指定管理者による管理運営を行わせる町設置の施設として再開をして参りたく、本条例を制定するものでございます。

詳細につきまして、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

● 議長

ふるさと商工課長。

● ふるさと商工課長

それでは、議案第7号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例」の詳細につい

てご説明申し上げます。

議案書、52頁をお開き下さい。

第1条では「趣旨」を、第2条では「施設の名称および位置」を定めており、かつて「公の施設」であった本施設と同様の名称としております。

第3条では、「管理の代行」として、地方自治法第244の2第3項により管理運営を指定管理者に行わせることとし、その業務については、他の指定管理施設と同様、施設の利用許可、及び利用料金の収受についても、指定管理者に行わせるものであります。

また、54頁にわたりますが、第4条から第12条までは、指定管理者が管理運営を行う上で原則となる事項について定めております。

附則においては、本条例の施行期日と関係条例の改正を定めておりますが、本条例の施行期日は、施設の改修期間を考慮し、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定めることとしているほか、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例及び、奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について、それぞれ奈井江温泉施設を追加するほか、文言の整理を行っております。

以上のとおりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

●議長

4番石川議員。

●4番

只今、ご提案のあった議案第7号「ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例」についてであります。温泉が経営者の倒産により、町との契約半ばで休業せざる負えない残念な結果になり、町民の皆さんの混乱と不安は大きなものであります。

それを踏まえて町は、この条例を提案し設置と管理における基本事項を記した条例を定め、今後の温泉の指定管理制度を行うこととあります。

また、この後提案される予定の補正予算にも改修における実施設計の費用を計上して、町民のために1日も早い温泉の再開を目指していることと思います。

私は、この提案にあたり2つのことを伺いたいと思います。

1つは、今後の温泉再開までのタイムスケジュールを伺います。

2つ目は、町民の健康増進や憩いの場であり、また、観光施設でもある温泉ですが、指定管理制度を取り入れるにあたり、先ほど町長の一般質問の答弁にもございました、地域住民に支持されるような施設にするために、指定管理者が町民に対してどのようなサービスを提案し、それを実行するのか、また、奈井江町の観光にどのように寄与するのかを確認し、また、それを検証するかを伺います。

●議長

答弁を求めます。

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

只今の石川議員の質問にお答えしたいと思いますが、まず1点目の今後の再開に向けたスケジュールということかと思えます。

まず、今回、この休業しているという状況から、今回、条例を制定させて頂きまして、今後進んでいくことになりませうけれども、まず、考えておりますことにつきましては、これから過疎債の申請ということで、先ほど申し上げたその実施設計分を含めて過疎債ということで申請を行いたいと考えておりますし、また、4月から、改修工事というようなことでも、過疎債の申請というものを行って参りたいというふうに考えておりました、これらの順次必要な手続きというものが、事務処理を進めていく必要というのがあるかと考えております。

スケジュールと致しまして、先ほど来、お話ありますけれども、施設の引き渡しというものがまだ受けてないんですが、これを受けた後に、指定管理の選定という作業が入ってくるかと思えますけれども、これらにつきましては、早ければ引き渡しを受けた後、1月中に公募を開始していきたいというふうに考えておりますし、また、年度内の指定管理者の指定というものを頂いたのちに、新年度からは改修工事を進めて、来年秋の営業再開ということで、それらの準備期間を想定しまして、指定管理の開始期間を定めていきたいというふうに考えてございます。

また、2点目の指定管理にすることでそれらの事業経過に基づく、その、実行についての検証といいますか確認ということかと思えますが、これらにつきましても、今までも指定管理については、毎月の報告ですとか、年間の報告ですとかというのを指定管理者から提出を求めております。

石川議員おっしゃるように、やはり町民の健康保持増進ということだけではなくて、観光ということにも、なっておりますので、当然事業計画というのはそれらを盛り込んだことになったものが提案されるというふうにも考えてございますし、その提案されたこと、それらについては、プロポーザル方式によつての事業者の選定ということが、進んでいくかと思えますが、それで決まった業者、それらが指定管理をしていく中で、当然、先ほども申し上げました報告というものを、受けながら、また必要に応じまして、その担当といいますか、そういったところとの話を聞いたりということをしてしながら、それら事業経過に基づいて、適正に管理をされているのか、また、サービス等々きちんとなされているのかということ、検証していきたいというふうに考えております。

今後は、PDCAサイクルというような評価検証の手法というのもございますので、これら選定委員会においても、そういったことの手法について協議をして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

以上です。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時23分)

●議長

日程第7、議案第9号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町寿公園）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の57頁をお開き下さい。

議案第9号「公の施設に係る指定管理者の指定について」

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

本案につきましては、奈井江町寿公園を指定管理者に指定をし、管理をさせていく案

になってございます。

詳細につきまして、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

改めまして、第4回定例会出席お疲れさまでございます。

それでは、今回の寿公園の指定管理に係ります選定の経過、選定の基準と審査の視点、提出された団体からの計画等につきまして、定例会資料によりご説明申し上げさせていただきます。

資料の23頁、資料5をお開き下さい。

平成28年9月29日に公募を開始致しまして、現地を含む説明会を経て、10月25日に締め切りをしたところでございますが、「株式会社ランドスケープタカラ」1団体からの応募を受け付けたものでございます。

11月1日、11日及び、15日に開催しました選定委員会では、応募団体の申し込み資格の確認、そしてプロポーザル方式によります、計画などの提案を受け、実績・能力などを総合的に評価致しまして、指定管理者としての業務の履行に最も適した候補者として選考することに合意をしたところでございます。

資料の24頁をお開き願います。

今回新たに、指定管理者の選定基準と審査の考え方につきまして、選定委員会の中で検討を行ったものでございまして、平成16年度より指定管理者制度を導入し、町内の団体限定で管理運営を行っておりましたが、10年間、全ての指定管理施設において1者しか応募がなく、競争原理が働かないことや、今後、応募者がいなくなる可能性も考慮致しまして、平成29年度より開始致します指定管理業務につきましては、公募原則に立ち返り、広く町内外から指定管理者の募集を行うとともに、選定方法につきましても、公募型プロポーザル方式と致しまして、14名の選定委員会委員によりまして、24頁、25頁に記載のあります選定の基準と審査の視点に基づき、企画提案書及びヒアリング等の内容を審査したところでございます。

26頁にあります2次審査集計表では、審査基準において、緊急時などの対応や従業員の地元雇用、管理費用の縮減などに加重配点し、全採点者が項目ごとに採点した合計の平均点がより高い評価点となった団体を指定管理候補者として選定する審査を実施したものでございます。

寿公園の指定管理につきましては、応募者が、株式会社ランドスケープタカラ1者ということでございますが、合計の平均点が66.57点という結果でございまして、評定点を5段階評価のうち標準的であります3点とした場合の平均点が60点となるため、これが一つの目安となりまして、標準点数を満たしているという判断にたつものでございます。

27頁からは、募集要領の様式に基づいて作成された、提案の内容でございます。

まず、管理業務の計画書と致しまして、申込みにあたっての基本的な考え方、動機について記載されておりますけれども、13年間の管理、運営実績をもとに、町民の健康・体力づくりや少年スポーツの活動に寄与することを目的に、利用者が一層満足して頂くよう、パークゴルフ場、サッカー場の良い芝づくりと環境づくりによります名称のブランド化と、寿公園を含めました3分野ごとに安全・安心して利用できるよう、管理運営を目指すことを応募の動機としていただいております。

次に、28頁の施設の指定業務の考え方についてですが、アと致しましては、草刈り、散水などの維持管理を行うことによる環境整備、意見箱の設置によります利用者意見を聞いて、より良い施設としての管理運営と利用者の増加を図る考え方が記されているところでございます。

29頁では、イと致しまして、日々の巡回や危険箇所への表示板の設置、樹木選定などによる、利用者の安全・防犯対策についてが記載されております。

ウと致しまして、清潔感あふれる施設管理を重点とした維持管理と経費の節減、利用者の増加による維持管理費の確保に努める考えが記されているところでございます。

次に、30頁をお開き願います。

公募に当たって、町が積算した内容と、団体の事業計画に基づく、費用の積算について比較をした資料でございます。

まず、下段の維持管理業務の支出では、人件費、管理業務の経費の総額では、平成29年度から33年度までの、町の積算が5,127万2千円、候補者の積算が3,985万円となるところでございます。

これに対しまして、管理業務の収入でございますが、利用料金、その他の積算を差し引き、管理費用として、町の積算が4,315万7千円、候補者の積算が3,170万円でございます。

自主事業の収入、支出の内容は、各事業ごとに記載のとおりでございまして、合計で収支の均衡が図られているところでございます。

なお、今後の手続きにつきましては、ご決定を頂いた後に、管理業務に係る協定書の締結を進めることとする予定でございます。

以上、資料の概要を説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定のほどをよろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番石川議員。

●4番

只今、ご提案のあった議案第9号「公の施設に係る指定管理者の指定について」であります。

この後の議案第10号にも関連することですが、資料には、只今説明があったように、

選定候補者団体の提案、管理運営の考え方があり、それについての選定基準と審査の視点と2次審査の集計表が示されておりました。

選定後、指定管理者は管理運営を行うわけですが、奈井江町の指定管理において、管理者から毎月1回と年1回の管理運営報告が行われております。

教育委員会での調査においても適正な管理者からの報告を確認しております。

現在、役場としては指定管理者が行っている月1回、年1回の管理運営報告をどのように検証し、その後、管理運営に役立っているかを伺いたいんですが、この選定候補者団体の提案というのは、公の施設を管理運営する上での町民との約束であると理解しております。

自主事業を含めた管理運営の報告を、先ほどのご説明でもありましたように、PDCA方式によって見直すということによろしいのか否かということの確認でございます。

また、議案第7号が承認され、温泉の指定管理の準備が始まりました。

また、今定例会には、諮問案2号として、奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについてが上程される予定でございます。

例えば、町民のモニター制度を取り入れるなど、今後、増えて行く可能性のある民間による公の施設の管理運営が、より町民のためになるような制度に見直すお考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

只今の石川議員のご質問でございますが、議員のご指摘の通り、指定管理業務のこれまでの実施状況については、協定書に基づいて、ひと月に1度、年間の実績報告の提出により把握をさせていただいてございまして、その中で、それぞれ細かく作業実績ですとか施設貸出実績、利用者の人数等々、事業開催状況等を含めて、記載をして提出されてくるところでございます。

これらのものを担当課において、確認をした中、大きく問題があるものにつきましては、その都度、指示をするような対応をとっていたところでございます。

しかしながら、先ほど議員ご指摘のありました選定理由となった提案内容につきましても、その当初の5カ年計画が町民との約束ということもありまして、当初5カ年の計画書と見比べての評価検証につきましては、不十分なところがあるというふうに考えております。

今後は提案された事業についての進捗状況についての把握あるいは検証も必要だということ考えているところでございます。

そうした中において、先ほど来、出てきていますPDCAサイクルは、非常に重要なことだと思いますし、計画の推進をし、その進行管理をするというその中で、評価検証を行いながら、その上でより良いものに取り組んでいかなければならないと考えておりますので、情報公開と合わせて、円滑な業務の運営を行えるように、十分、今後も選定

委員会で協議し、今後の改善をして参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

●議長

その他質疑ありませんか。

8番大矢議員。

●8番

第9号の「公の施設の指定管理」の件ですけれども、先ほどの私の一般質問の中で、今回、リスク負担について対応されたということでございますので、内容についてお伺ひしたいと思ひます。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

この度の管理運営におけます様々なリスクを事前に明らかにしまして、町と指定管理者の役割分担を明確にしておくことが今後大事だという中で、町におきまして、今回の公募からリスク負担をあらかじめ、示す運営をさせて頂いているところでございます。

今ほど、寿公園の部分でのところにありますので、寿公園の部分のお話をさせて頂きたいと思ひますが、まずリスク負担のところにつきましては、まず募集要項の方にもあらかじめ、リスク負担ということで、掲載をさせて頂いておりますし、合わせてこれらのことを、今後、協定される協定書等々についても、盛り込んでいかなければならないという考え方に立っているところでございます。

リスク負担の詳細と致しましてでは、管理運営に要する経費と致しまして、修繕改修費等々についてなんですけれども、これは、寿公園でいきますと1件あたりに5万円以下のものについては、指定管理者の費用負担において、責任において実施するものと致しまして、5万円を超えるものについては、町が負担するというような修繕、改修等に関する経費のリスク負担を明記しているところでございますし、また合わせて燃料費、電気料、これらについても、著しい変動があるということも想定されますので、寿公園については、燃料費、電気料というのが大きく使用されての変動が大きいということもありますので、ここにつきましては、双方協議でいくということということで別に定めさせて頂いているところでございますが、これが施設の形態によりましては、大きな施設であれば、当然、変動を大きく受けるということがございますので、そういった部分については、それぞれ、増減合わせてそれぞれ10%、増減率の10%を超えた場合に生産するということも明記をさせて頂いているところでございます。

その他に備品の調達ですとか、リスク負担の表に基づいて、お示しをさせて頂きまして、16種類に分けて、それぞれ町と指定管理側の負担の区分がされているところでございまして、今ほどの物価変動の他、大きくは税制の変化ですとか、不可抗力の中に入

ってしまいますけれども、暴風豪雨、洪水等の災害等が起きた場合について、これらについては、どの程度の被災といたしますか修繕等々が出て来るか、経費が出て来るかというのも見えない中ではありますので、そこにつきましては、協議事項ということで、記載をさせて頂いております。

そういった部分を含めて、今ほど言ったような16区分にリスク分担の表記を、今回取り入れて、29年度以降の指定管理にあたっていくという考えを持っておりますので、ご理解を頂ければと思います。

●議長

その他ありませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時40分)

●議長

日程第8、議案第10号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町体育施設）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の58頁をご覧下さい。

議案第10号「公の施設に係る指定管理者の指定について」

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

奈井江町体育施設ということで、奈井江町体育館、奈井江町民プールに係わります指定管理者を指定致したく、町議会の議決を求める議案でございますが、その詳細につきまして、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、奈井江町体育施設の指定管理に係かります選定の経過、選定の基準と審査の視点、提出された団体からの計画等につきまして、定例会資料によりご説明申し上げます。

資料の31頁、資料6をお開き願います。

平成28年9月29日に公募を開始し、こちらも現地を含む説明会を経て、10月25日に締め切りとなったところでございますが、株式会社共立メンテナンスと、特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会の2団体からの応募を受けたものでございます。

32頁、33頁に記載のあります選定の基準と審査の視点につきましては、先ほど寿公園の指定管理で説明させて頂いた考え方と同様でございます。

また、35頁から63頁につきましては、管理業務など、2団体からの提案内容であります。

次に、64頁をお開き願います。

公募に当たって、町が積算した内容と、団体の事業計画に基づきます、費用の積算についての比較をした資料でございます。

まず、下段の維持管理業務の支出では、人件費、管理業務の経費の総額では、平成29年度から33年度までの、町の積算が1億5,481万6千円、候補者の積算と致しまして特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会では1億5,345万2千円に、株式会社共立メンテナンスでは1億7,109万3千円でございます。

これに対する管理業務の収入でございますが、利用料金、その他の積算を差し引き、管理費用と致しまして、町の積算が1億4,221万7千円、候補者の積算が特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会では1億3,973万2千円に、株式会社共立メンテナンスでは1億5,730万1千円でございます。

自主事業の収入、支出の内容につきましては、各事業ごとに記載のとおりでございます。

す。

34頁にお戻り下さい。

施設の審査結果につきましては、応募者が、全ての審査項目の採点が、2者のどちらかに大きく偏っていなかったものの、審査基準につきましては、緊急時などの対応や従業員の地元雇用、管理費用の縮減などの加重配点をした項目に対する配点も考慮して、町の積算を下回り経営努力もみられることが理由と致しまして、合計で特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会の平均点が65.93点、株式会社共立メンテナンスは平均点が60.93点という結果でございます。

合計の平均点がより高い評価点となりました特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会を指定管理者として業務の履行に最も適した候補者として選考することに、選定委員会で合意をしたところでございます。

今後の手続きにつきましては、ご決定を頂いた後に、管理業務に係る協定書の締結を進めることとなります。

以上、資料の概要を説明させて頂きました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

今回2社の応募があったということで、新たな視点でのアイデアも得られたことは良かったことだと思います。

しかし、今回2社ということですから、審査とか大変難しくなったのかなというふうに考えているところでございます。

1社の場合は、基準を満たしているかという判断ですし、2社になりますと、どちらの方が総合的に優れているのかなという審査をしなければならないわけですから、難しい審査だったと思うんですけども、今回、選定の経過と審査内容については示されていますけれども、選定委員会の構成委員は示されていませんけれども、指定管理者選定委員の氏名と委員長の名を伺います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

選定委員につきましては、先ほどご説明しましたとおり、この度の選定につきましては、14名の選定委員で実施したということでございまして、それぞれ、参事職2名とその他局長が1名、室長が1名で残り課長職、事務長を含めた課長職が10名という14名構成で審査をさせて頂いたところでございますので、ご理解願います。

すみません。

委員会の委員長につきましては、まちづくり課長が所管をさせて頂いているところでございます。

●議長

その他。

8番大矢議員。

●8番

町民の関心というのは、こういう選定の過程がしっかりしているのか、公平に審査されたのかというのが一番町民の関心だと思うんですね。

そういう意味では今回聞きますと、全員町の幹部ということでございます。

やはり、第三者の目線もある程度こういうのに加味する必要があるのではないかと思いますけれども、そういうことについて取り組む考えはあるのか、伺います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

只今の議員のご質問でございますが、審査にあたる外部の目といいますか、そういったことについて、どう考えているのかということでございますけれども、これにつきましては、今後、選定委員会等々含めて、公平公正な審査をしていくに当たり、どのような取り扱いがよろしいかということを協議させて頂ければと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

その他ございませんか。

5番三浦議員。

●5番

今回の2社の費用の比較表ですけれども、64頁ですけれども、維持管理業務の支出額について2社にかなり開きがあるというふうに思うんですけれども、この細かい点はいいんですけれども、主にどんな項目で開きがあるのか、教えて頂きたいと思っております。

●議長

若干休憩致します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。
まちづくり課長。

●まちづくり課長

只今の三浦議員のご質問でございますが、経費の開きということでございますけれども、これの大きなところと致しましては、消耗品費でありますとか、委託料、これは、色々設備保守点検とか、そういったものの積み上げのところが大きな開きの要因となっているということでご理解頂ければと思います。

●議長

よろしいですか。
5番三浦委員。

●5番

今、聞き取れないところあったんですけれども、人件費というのはそんなに開きはな
いんでしょうか。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

只今の三浦議員のご質問でございますが、人件費につきましても、先ほど、すみませ
ん、説明が漏れましたけれども、人件費も一つの大きな要因となっております。
開きの要因となっております。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終了致します。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時54分)

●議長

日程第9、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の1頁をお開き下さい。

議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,912万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億63万3千円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入であります。

14款国庫支出金2,891万6千円を追加し3億1,996万3千円、15款道支出金1,220万9千円を追加し4億457万6千円、17款寄付金1,114万9千円を追加し2,849万9千円、18款繰入金7,007万円を減額し2億7,126

万7千円、20款諸収入4,151万6千円を追加し1億8,414万1千円、21款町債540万円を追加し4億262万8千円、歳入合計と致しまして2,912万円を追加し50億63万3千円であります。

次頁の歳出であります。

2款総務費1,583万7千円を追加し2億9,613万円、3款民生費3,601万2千円を追加し9億8,826万2千円、4款衛生費45万2千円を追加し7億5,602万5千円、6款農林水産業費23万2千円を減額し2億6,009万6千円、7款商工費540万円を追加し1億308万5千円、8款土木費1,368万5千円を追加し6億4,512万1千円、10款教育費54万1千円を追加し2億9,452万9千円、12款職員費4,257万5千円を減額し7億897万9千円、歳出合計2,912万円を追加し50億63万3千円であります。

4頁をお開き下さい。

2表の地方債補正であります。

今回の2表の補正につきましては、追加ということでございます。

起債の目的は温泉施設等大規模改修工事の実施設計でありまして、540万円を新たに追加するものでございます。

起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率については、4.0%以内とし、ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率によるものとします。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとします。

第3表、債務負担行為の補正であります。

第3表につきましても、追加の補正であります。

1点目が、奈井江町寿公園指定管理業務で、期間が平成29年度から33年度、限度額を3,170万円としてございます。

2つ目。

奈井江町体育施設管理業務、期間が平成29年度から平成33年度まで、限度額を1億3,973万2千円としてございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、9頁をご覧下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、その他一般行政に要する経費として、参与に係る報酬で222万7千円を追加計上。

財政事務に要する経費として、ふるさと応援寄附金に係る記念品、送料等あわせて212万7千円を追加計上致しております。

10頁の財産管理費では、その他公有財産の維持管理に要する経費として、公有建物災害共済保険料の精査で15万8千円を追加計上。

車両に要する経費として、公用車の車検に係る修繕料等で9万6千円を追加計上して

ございます。

地域振興基金では、ご寄附による積立金で1, 114万9千円を追加計上しております。

11頁の徴税費の賦課徴収費では、賦課事務に要する経費として、申告書等の印刷製本費で8万円を追加計上。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、民生児童委員に要する経費として、活動旅費1万8千円を追加計上。

福祉バスの運行に要する経費として、車のエアコンの修繕料25万7千円を追加計上しております。

11頁から12頁にわたります臨時福祉給付金に要する経費では、国の補正予算に対応し、職員手当、臨時職員賃金、消耗品費等の事務費で合計310万2千円、システム負担金、臨時福祉給付金で2,450万8千円、合計2,761万円を追加計上してございます。

13頁をお開き下さい。

老人福祉費では、後期高齢者医療保険に要する経費として、療養給付費負担金の平成27年度精算金で708万3千円を追加計上しております。

老人福祉施設費では、地域介護・福祉空間整備に要する経費として、国の補正予算による介護ロボット導入支援事業補助金で64万8千円を追加計上。

14頁にわたります高齢者対策費では、介護保険関連サービス事業に要する経費として、人事異動等による人件費の精査で、合計251万8千円を減額計上してございます。

15頁をご覧下さい。

地域包括支援センター運営に要する経費では、同じく人件費の精査で216万6千円を追加計上。

16頁のコミュニティカフェに要する経費では、地域おこし協力隊、臨時職員の人件費の精査で36万2千円を減額計上しております。

17頁の認知症施策に要する経費では、人件費の精査で12万8千円を減額計上しております。

児童福祉費の児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費として、実績に基づきます扶助費の見込精査を行い123万8千円を追加計上してございます。

18頁をお開き下さい。

衛生費、保健衛生費の保健センター費では、保健センターの管理運営に要する経費で、電気温水器、パネルヒーター等の修繕料で45万2千円を追加計上しております。

農林水産業費、農業費の農業委員会費では、農業委員会活動促進事業に要する経費として、農地台帳整備の委託料で21万6千円を追加計上。

農地費では、道営換地計画委託業務に要する経費で、人件費の精査を行い合わせて44万8千円を減額計上してございます。

19頁の商工費の観光費では、観光振興に要する経費として、ないえ温泉施設等の大規模改修工事の実施設設計の委託料540万円を追加計上してございます。

20頁にわたります土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要

する経費として、道道維持補修業務委託料で464万1千円を追加計上してございます。

除排雪に要する経費では、奈井江浦臼線外4路線の除雪業務委託料で708万4千円を追加計上。

住宅費の住宅管理費では、公営住宅等の維持管理に要する経費として、住宅の修繕料で196万円を追加計上してございます。

21頁にわたります教育費の幼稚園費では、その他幼児教育に要する経費として、私立幼稚園就園奨励費補助金の見込精査を行い54万1千円を追加計上しております。

職員費の職員給与費では、職員給与等に要する経費として、人事異動によります人件費の精査を行い、合わせて4,257万5千円を減額計上しております。

続きまして、歳入について説明を致しますので、6頁にお戻り下さい。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金では、児童福祉サービス費国庫負担金で61万9千円を追加計上。

国庫補助金の民生費国庫補助金では、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で64万8千円、臨時福祉給付金給付事業補助金で2,400万円、同じく事務費補助金で347万3千円、合計2,747万3千円を追加計上してございます。

教育費の国庫補助金では、幼稚園就園奨励費補助金で17万6千円を追加計上。

道支出金、道負担金の民生費道負担金では、民生委員の活動費負担金で1万7千円、児童福祉サービス費負担金で30万9千円、合計32万6千円を追加計上してございます。

7頁の道補助金の農林水産業費道補助金では、農業委員会交付金で15万8千円を追加計上。

道委託金の土木費委託金では、道路施設維持管理委託金で1,172万5千円を追加計上しております。

寄附金におきましては、千徳哲子様、山田芙紀子様、池上学様、畠山光男様、ふるさと応援寄附金で塩島聡様ほか310名の方のご寄付、合わせて1,114万9千円を追加計上致してございます。

8頁にわたります諸収入、受託事業収入の農業費受託事業収入では、道営換地計画受託事業収入で44万8千円を減額計上。

雑入では、臨時職員の社会保険料本人負担分で4万円、中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金の一部取り崩しによります返還金4,192万4千円を追加計上してございます。

町債の過疎債では、温泉施設等大規模改修工事で540万円を追加計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差7,007万円につきましては、同じく7頁に記載のあります、財政調整基金繰入金を同額減額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番竹森議員。

●2番

2点について質問したいと思います。

1点目については、13頁、後期高齢者医療保険に要する経費ということで、先ほど介護、失礼しました、その下ですね、地域介護・福祉空間整備に要する経費ということで、介護ロボットの導入が決まったということで、その内容について導入する施設ですとか、その介護ロボットがどのようなものかというのを説明願いたいと思います。

2点目につきましては、先ほど来、一般質問でも、森岡議員が質問しまして、町長も答弁したんですけれども、19頁、観光振興に要する経費ということで、温泉施設の実施設設計をするということで、その内容についてももう一度説明願いたいと思います。

以上です。

●議長

健康ふれあい参事。

●健康ふれあい参事

只今の竹森議員の1点目のご質問でございます。

地域介護・福祉空間整備に要する経費、64万8千円の内容ということでございますが、今回、この経費につきましては、歳入で組まさせて頂いておりますとおり、国の補助金として承っておりますけれども、町の間接補助という形で今回歳入歳出同額を組まさせて頂いております。

内容につきましては、町内のグループホーム、かわせみさんからのご要望によりまして、介護職員の労働の軽減といいますか、過重を少しでも軽減するための一つの機械ということになりますけれども、マッスルスーツと申し上げまして、いわゆる職員に機械を着て、例えば、介護の方を持ち上げる時に、腰の負担を軽減するというような機械ということで今回購入する運びになったところでございまして、このスーツのメリットということで申し上げますと補助力最大30キロということで、腰の負担が約3分の1に軽減出来るということで今回、購入をすることになりました。

台数は1台の購入ということでございますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

●ふるさと商工課長

竹森議員の2点目のご質問にお答えしたいと思います。実施設計の内容ということかと思いますが、これらにつきましては、先ほど来、開始をしなければという話をさせて頂いている中で、どうしても、専門性の高いものといいますと、大浴場ですとか、ボイラー設備関係、配管も含めてなんですけれども、あと、厨房の中の設備関係、

そういったものが、どうしても専門性が高いというようなことから、適正な改修をしていくという観点から、実施設計を行いまして進めていきたいというふうに考えておりますので、全体の改修をということではなくて、そういった今言ったものが、実施設計をかけていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長

竹森議員よろしいですか。

(はい)

●議長

その他ございませんか。

8番大矢議員。

●8番

同じく私も19頁観光振興の540万なんですけれども、大規模改修の実実施設計費用ということなんですけれども、内容につきましては、一般質問等々で詳しく説明がありましたから理解はするところでございます。

しかし、改修予算の計上にあたっては、これ、まちづくり計画はない事業でありますし、また先ほどの答弁では、年次的に事業を進めていくという話もありました。

そういうことですので、施設整備にかかる5カ年の計画を示して頂けるのかどうか、お伺ひします。

●議長

ふるさと振興参事。

●ふるさと振興参事

大矢議員のご質問にお答えして参りたいと思ひますが、先ずは、今ほど申し上げたとおり、施設の根幹、お客さんを迎ひ入れる部分ということで、大規模な専門的な部分をこの実施設計の中で確定をさせていきたいと思ひでございまして、これは、新年度において同じく起債を起こしながら、工事に着工して参りたいというふうに考えているところでございます

そしてまた、加えて、施設の引き渡しを受ける準備を進める中で、内部の点検等々も進めてございます。

そのような中で、大きな修繕ばかりでなく、例えば、畳の改修であるとか、そういったある程度、起債対象にならない軽微な修繕等々も今後含まれてくるというふうに考えてございますので、これらも新年度の予算の編成の中で検討を加えた中で、財政計画も策定する中で、年次計画も必要になってくるだろうという、今、考え方でございまして、適宜必要な時期にまたそれらも明らかにして説明をさせて頂きたいというふうに考

えてございます。

ご理解を賜りたいと思います。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時16分)

●議長

日程第10、議案第2号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の24頁をお開き下さい。

議案第2号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6

号) 」

総則、第1条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(3) 建設改良事業(イ)自動眼圧計外でございますが120万3千円を追加し1億5,296万5千円とするものであります。

収益的収入及び支出の補正です。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款、病院事業収益754万円を追加し11億939万4千円です。

支出ですが、第1款、病院事業費用691万3千円を追加し11億7,265万1千円です。

次頁をご覧ください。

資本的収入及び支出の補正です。

第4条、予算第4条中、不足する額4,523万8千円を不足する額4,644万1千円に、過年度分損益勘定留保資金4,523万8千円を過年度分損益勘定留保資金4,644万1千円に改め、資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入においては補正はございません。

支出については、第1款の資本的支出で120万3千円を追加し2億6,741万9千円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費ですが690万7千円を追加し5億5,736万4千円とするものでございます。

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

それでは、補正の内容につきまして、収益的支出より説明を致しますので、29頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、人事異動等によります人件費の費用精査により、あわせて617万8千円を追加計上。

経費では、退職手当組合負担金、公用車の登録に係る費用等、あわせて54万9千円を減額計上してございます。

医業外費用のサービス付高齢者向け住宅費では、人事異動によります人件費の精査により、合わせて128万4千円を追加計上してございます。

28頁をお開き下さい。

収益的収入の負担金では、職員人件費に係る財源と致しまして、一般会計負担金で313万円を追加計上。

サービス付高齢者向け住宅の収益で441万円を追加計上してございます。

続きまして、資本的支出について説明致しますので、31頁をご覧ください。

資本的支出、建設改良費では、訪問看護用の軽自動車の購入費で120万3千円を追加計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では6,301万3千円の赤字であります。繰越実質収支では1億3,576万4千円の黒字を見込んでいます。

以上、補正予算の概要について説明を致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番森岡議員。

●6番

只今、提案また説明がありました平成28年度の奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、2点質問をさせて頂きたいと思えます。

中の金銭的な質もではないんですけども、ご了承下さい。

まず、昨日、日曜日、3階のサービス付高齢者向け住宅、無事オープン式終了しまして、もう入居が始まっているのかなというような思いもありますけれども、今回新たに補正予算の中に利用料収入ということで、明確な数字が出てきたわけでありましてけれども、確か全部屋埋まったという報告は頂いておりますけれども、非公式の中でね、それで、今まで公式の場できちっとしたことを聞いておりませんので、改めて、一次募集の時の状況、それから、現在最終的に今入居されている方の、町内、町外区分も含めまして、入居の今までの経過について説明を頂きたいと思えます。

それがまず第1点。

それと、もう1点なんですけれども、今、申し上げましたように、今回、440万ですか、サービス付高齢者向け住宅の収益ということで、利用料、それから様々な共益費を含めて、需用費の部分が計上されておりますけれども、今回の補正の中では、これに見合う分の、このことに対しての支出ということでは示されていないんですけども、新年度からは、病院事業会計の中で別のこの高齢者向け住宅の部分だけで、処理されていくということは聞いておりますけれども、今年度分については最終的にどのように処理されていくのか、その経過について説明を頂きたいと思えます。

●議長

国保病院事務長。

●国保病院事務長

第4回定例会出席お疲れさまでございます。

只今、森岡議員からご質問頂きました2点につきまして、回答をさせて頂きたいと思えます。

まず初めにサービス付高齢者向け住宅の入居申し込みから入居に至った部分の経緯的

な部分、説明させて頂きたいと思います。

入居申し込みにつきましては、ご承知の通り、10月1日の広報誌以降、ホームページそれからチラシを配布という形で、募集を行わせて頂きまして、10月31日までを1期募集という形で進めさせて頂きました。

これに対しまして、応募という形で正式にお申し込みを頂いた方が個室、1人部屋ですね、ABタイプですが、23件の方が申し込みを頂きましたが、2件の方については、途中で本人から辞退という形で辞退の申し出を頂いて、最終的に21件という状況になりました。

それから、夫婦部屋、Cタイプということで、申し込みを頂いたのは、5件の方から8名入居されるということでお申し込みを頂いております。

夫婦での申し込みが3件あったという形になるかと思えます。

これを受けまして、ABタイプにつきましては、7室の部屋に対しまして、21件という形のお申し込みを頂きましたので11月16日抽選を行わせて頂きまして、最終的に入居者の決定をさせて頂いているところです。

申し込み頂いた方につきましては、辞退された方も含めての話になりますが、ABタイプの部屋につきましては、町内の方が14件、町外の方が9件という形でお申し込みを頂いております。

男女比と致しましては、男性7人に対して女性が16人ということです。

この時の平均年齢は81.8歳ほどという形になっておりました。

それからCタイプ9室に対して、申込期限までには5件という形で進んできておりましたが、このうち町内からのお申し込みが4件、町外からが1件ということで、男性4人、女性4人の申し込みという形で申し込みの期限を迎えた形になっております。

こちらの平均年齢は80歳という状況でした。

これを受けまして、行いました抽選会について、抽選会を経まして、抽選会の中で21件の方の中から7件入居される方、決まりましたが、その外れた皆さんの中から、Cタイプ、元々夫婦部屋という形で募集しておりました部屋の方、まだ空きがある状況でございましたので、もし、よろしければそちらのタイプの部屋どうでしょうかという形でお勧めをさせて頂いたところです。

それによりまして、最終的に、入居開始までの間に全ての部屋がお申し込み、入居頂けるという状況になりました。

最終的に、入居されます方につきましては、ABタイプが町内の方が3名、町外の方が4名ということで、計で7室埋まったという形になっております。

こちら、男性3人、女性4人ということで、平均年齢は80歳という状況になっております。

それから、Cタイプ、大きな部屋の方ですが、こちら9室に対して、9件入居をされまして、合計での入居人数は12人という形になります。

夫婦が3件という形です。

この内訳と致しましては、町内が8件、それから町外が1件という形で、町内の方が多く入居頂けるということで男女比については、男性4人に女性8人ということにな

っております。

平均年齢は82歳です。

合わせまして16室、全ての部屋がこういった形で入居頂ける状況になっております。

それから、収支、予算の関係ですが、先ほどご指摘ありましたとおり、今回収益につきましては、予算新たに計上させて頂いておりますし、支出につきましても、一部経費、サービス付高齢者向け住宅単独で支出が必要になる部分の経費につきましては、今回の補正予算の中で提出をさせて頂いております。

ただし、それ以外の光熱費であったり、燃料費であったりというところが病院本体との案分という形で最終的に費用化させて頂きたいというふうに考えておりました、これらにつきましては、今現在入居が開始になっておりますので、もう少し状況を見させて頂いた上で、きちんと適正な案分率等を求めさせて頂いた中で、決定をさせて頂ければと考えております。

これによりまして、3月定例会の時点でそれぞれサービス付高齢者向け住宅の費用はこういった形になりますというところを明確に説明させて頂ければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他、ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終了致します。

討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 1、議案第 3 号「平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 3 3 頁をご覧ください。

議案第 3 号「平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」

総則、第 1 条、平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第 2 条、平成 2 8 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は補正がございません。

支出、第 1 款、介護老健事業費用 3 8 6 万 7 千円を追加し 2 億 3, 9 7 8 万 2 千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第 3 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 3 0 9 万 8 千円を追加し 1 億 2, 4 1 4 万 9 千円。

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日提出、奈井江町長。

今回の補正につきましては、人事異動による人件費の精査とボイラー設備の修繕ということで計上してございます。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明を致しますので 3 5 頁をご覧を頂きたいと思います。

介護老健事業費用の営業費用の給与費では、人事異動等による人件費の費用精査により、合わせて 3 0 9 万 8 千円を追加計上してございます。

経費では、退職手当組合負担金で 3 3 万 1 千円、給湯循環ポンプ等の修繕費で 4 3 万 8 千円、あわせて 7 6 万 9 千円を追加計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では 7 9 6 万 3 千円の赤字となりますが、繰越実質収支では 2 6 5 万 1 千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時32分)

●議長

日程第12、議案第4号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の37頁をお開き下さい。
議案第4号「平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」
総則、第1条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)
は、次に定めるところによる。
収益的収入及び支出の補正、第2条、平成28年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次の

とおり補正する。

収入、第1款、介護老副事業収益108万8千円を減額し3億7,514万5千円。

支出、第1款、介護老副事業費用197万8千円を追加し3億8,096万1千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費55万6千円を追加し1億6,843万4千円。

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして、収益的支出より説明致します。

40頁をご覧ください。

介護老福事業費用の事業費用では、人事異動等によります人件費の費用精査により、給与費で45万4千円を追加計上。

経費では、施設内修繕費で50万円、退職手当組合負担金の精査により92万2千円、あわせて142万2千円を追加計上してございます。

事業外費用の高齢者生活福祉センター費では、生活援助員賃金の精査によりまして10万2千円を追加計上してございます。

続きまして、収益的収入について説明致します。

39頁をご覧ください。

介護老福事業収益の事業外収益では、臨時職員社会保険料自己負担分の精査によりまして108万8千円を減額計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では429万7千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3,197万7千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

おはかりします。

12月15日は、議案調査及び委員会開催のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月15日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会と致します。

なお、12月16日は10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(14時36分)

平成28年第4回奈井江町議会定例会

平成28年12月16日（金曜日）
午前9時57分開会

○ 議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第5号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第8号 奈井江町農業委員会委員の定数に関する条例
- 第 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 諮問第2号 奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて
- 第 7 意見案第1号 大雨災害に関する意見書
- 第 8 意見案第2号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 第 9 調査第1号 議会運営委員会の調査に付託について
- 第10 会議案1号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第11 調査第1号 広報常任委員会の所管事務の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	北 良 治
副 町	長	相 沢 公
教 育	長	萬 博 文
会 計 管 理 者		篠 田 茂 美
ふるさと振興参事		碓 井 直 樹

健康ふれあい参事	小澤敏博
まちづくり課長	馬場和浩
くらしと財務課長	小澤克則
おもいやり課長	松本正志
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
まちなみ課長	大津一由
町立病院事務長	杉野和博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山崎静
代表監査委員	中野浩二

○欠席した者の氏名（0名）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	岩口茂
議会庶務係長	東藤美妃代

（9時57分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会出席、大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

●議長

日程第2、議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、おはようございます。

第4回定例会の最終日ということで、ご出席大変お疲れさまです。

それでは、議案書の42頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

本案につきましては、昨年11月、日本と台湾との間で、租税条約に相当する枠組みを構築するため、民間の交流窓口機関が署名した所得に対する租税に関する二重課税の回避及び、脱税の防止のための公益財団法人交流協会とあと関係協会との間の取り決めに伴い、所得税法等の一部改正が行われましたことから、台湾の企業等からの利子及び配当に係る個人町民税の課税の特例、国民健康保険税の所得割額の算定、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、奈井江町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の48頁をお開き下さい。

議案第6号「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

改正条例の概要につきまして、担当の課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

改めまして、おはようございます。

第4回定例会出席お疲れさまでございます。

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

本条例につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進める、国の改正規定にならしまして、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定を定めるため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び、「児童福祉法」等の一部改正に伴い、奈井江町職員における職員の育児休業等及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、必要な事項を定めるものでございます。

主な改正内容につきまして、第1条関係では、「職員の育児休業等に関する条例」において、育児休業等の対象となる子の範囲を「養育里親の職員とその児童」まで拡大されるものであり、第2条関係では、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、一つの要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で介護休暇の分割取得が可能となり、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないことを承認できる仕組みとしての介護時間の新設。

育児休業等に係る子の範囲の拡大と致しまして、職員が特別養子縁組を成立させるために必要な監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、その他これらに準ずる者として児童福祉法の規則で定める子、といった、法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大されるものでございます。

第3条関係では、「児童福祉法」等の一部改正に伴いまして、養子縁組により養親となることを希望している者が、法定化によりまして、「養子縁組里親」と定義付けがされたことによりまして、改正するものでございます。

附則において、第1条及び第2条の規定につきましては、平成29年1月1日を、第3条の規定につきましては、平成29年4月1日を施行日としております。

以上、職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、ご説明を致しました。よろしく審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第8号「奈井江町農業委員会委員の定数に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の56頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町農業委員会委員の定数に関する条例」

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

本条例につきましては、平成28年4月に施行されました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、従来 of 選挙・推薦の方法から、議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されたことから、本条例を制定し、平成29年7月の奈井江町農業委員会委員の任期満了から適応しようとするものでございますが、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

ふるさと農政課長。

●ふるさと農政課長

改めまして、おはようございます。

定例会出席お疲れさまでございます。

それでは、議案第8号「奈井江町農業委員会委員の定数に関する条例」につきましてご説明させていただきます。

議案書の56頁をご覧下さい。

第1条は、目的でございますが、農業委員会等に関する法律に基づき委員の定数を定めることを目的とするものでございます。

条2条では、定数として、奈井江町農業委員会委員の定数を10名と定めるものであり、定数につきましては、現在の定数と変更はございません。

なお、委員の選任方法でございますが、今後、この条例をご決定頂ければ、その後、詳細を定めるための規則を設置する予定でございますが、現在のところ、町内の地区全域からの推薦、農業者が組織する団体からの推薦、一般募集を予定しているところでご

ございます。

議案に戻りまして、附則におきましては、従来の「奈井江町農業委員会の定数並びに選任による委員の団体推薦及び議会推薦に関する条例」を廃止するとともに、農業協同組合等の一部を改正する法律附則第29条第2項の規定により、法律施行の際、現に在任する委員については、任期満了の日まで、従前の例により在任するものとする経過措置を定めるものでございます。

なお、今回の農業委員会等に関する法律の改正では、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新設されたところでございますが、当農業委員会では、現体制において、農地の利用最適化の機能が充分機能していること、また、推進委員の設置により農業委員との調整の複雑化が生じることに加えて、推進委員を設置しないことが出来る条件であります集積率70%以上、当町は91%、遊休地率1%以下、当町は0.2%をクリアしていることから「農地利用最適化推進委員」は設置しないこととしたところでございます。

以上、「奈井江町農業委員会委員の定数に関する条例」についてご説明申し上げました。

よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番竹森議員。

●2番

只今、奈井江町農業委員会委員の定数に関する条例ということで、説明がありました。定数はそのまま10名とすると、法律が変わりましたので、来年度の改選期には町長の任命制ということで、理解は出来ています。

その中で、今この条例の中に、議会推薦ですとか、団体推薦を廃止すると、それにかわって、各団体と推薦ですか、そういう形でやるということでお話があったんですが、従前と、選挙の方法で今までやっていたんですけども、それと、民意というか、農民の意見をどう一致させるかと、町長には任命の権があるので、そのままでいいと思うんですけども、今までと制度的に、選挙ですると、推薦受けるのと、ただその変化だけで、済むということで理解していいのか、その点ちょっと説明お願いします。

●議長

ふるさと農政課長。

●ふるさと農政課長

只今の竹森議員のご質問でございますが、委員の選任にあたりましては、今回の法改正で、自発的な推薦、それから自発的な募集に対する公募というような一定の制限が設けられたところでございますが、その部分につきましては、地域と十分に連携を図り

ながら進めて参りたいというふうに考えております。

●議長

竹森議員。

●2番

そうすると法律は変わって、任命制になったんですけれども、従前と大きく当町ではシステマ的には変わることはないということで理解してよろしいですか。

●議長

ふるさと農政課長。

●ふるさと農政課長

竹森議員のご質問でございますが、おっしゃるとおり、従来と大きく変更はございませんが、今回の法律に基づいて、地域と十分に連携を取りながら、取り進めて参りたいというふうに考えております。

●議長

その他ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終了致します。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、改めて、おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

諮問第1号でございますが、「人権擁護委員の推薦について」ということでございますが、奈井江町人権擁護委員は、井澤一美氏が、平成29年3月31日をもって任期満了になるため、引き続き、井澤一美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の意見を諮うところでございます。

なお、履歴につきましては、次頁に記載されておりますので、ご同意の程、よろしくお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本件は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに決定しました。

日程第6 諮問第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第6、諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の61頁をお開き下さい。

諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて」

奈井江町老人総合福祉施設「やすらぎの家」及び、奈井江町老人保健施設「健寿苑」の運営を社会福祉法人に移管することについて、町議会の意見を諮う。

平成28年12月14日提出、奈井江町長。

記と致しまして、1、移管する施設は、奈井江町老人総合福祉施設「やすらぎの家」と奈井江町老人保健施設「健寿苑」であります。

2と致しまして、移管する相手ですが、新規に設立予定の社会福祉法人（仮称）であります。日本福祉事業団であります。

このことに関わる財産の処分方法と致しまして、やすらぎの家では、土地、建物、設備及び備品等々につきまして無償譲渡。

健寿苑では、建物、設備及び備品については、無償譲渡とし、土地については、無償貸与としたいというものでございます。

4の移管する時期であります。平成29年4月1日でございます。

本町の将来を見据えた、医療・介護・福祉のあるべき姿につきまして、本年6月29日に、奈井江町医療・介護・福祉連携のあり方検討委員会を設置を致しまして、4か月余りに渡り、視察を含み5回にわたる委員会を開催し、慎重かつ熱心にご議論頂いたところであり、最終回となりました11月7日は、定例会資料の70頁に記載をしておりますが、委員会としてのご意見を頂いたところでございます。

町ではこの意見書を踏まえ、かつ尊重致しまして、諮問案のとおり、2施設の社会福祉法人への移管について、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

今ほど、福祉施設の移管に対しまして、提案がありました。

町長が長い経験の中で築いてこられた見識と幅広い人脈、そして信頼関係の中で考えられた事業の一環であると思います。

そして、民間との連携では、信頼関係を築くことが大切なことであり、民間事業者との持つ経験やノウハウを積極的に取り入れることが重要なことは理解しています。

しかし、民間との連携には色々な方法がある中で、町の関与が一番難しい譲渡とすることに不安があります。

町や新たに設立される社会福祉法人の役割と関係はどのようになるのか、町長の描く新たな地域包括ケアトータルサポートシステムの構想を伺います。

また審査の対象となる相手先がまだ設立されていません。

設立時期と新たに設立しなければならない理由を町長にお伺いします。

●議長

町長。

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思います。

事前にペーパーで頂いておりますので、正確にお答え申し上げたいと思うところですが、奈井江町の現状を勘案致しますと、ますます高齢化率が進む中でございますが、今後も施設利用を求めるお年寄りが増えていくものと思われれます。

しかしながら、新たな施設整備が困難な中におきまして、限られた財源で、多様な在宅サービスと組み合わせた仕組みづくりが求められているところでございます。

既存施設と有効に結びついた在宅サービスを展開することが、まさに、私の求めている新たな地域包括ケアシステムでございます。

皆様にも是非一度視察して頂きたいと思いますが、「つしま医療福祉グループ」は、既に仕組みづくりに取り組みまして、実践されておきまして、ノウハウを提供頂いて安心して生活できる地域包括ケアシステムを構築したいと考えているところでございます。

介護保険施設の運営民営化にあたっては、奈井江町の医療・介護・福祉連携の理念を継承していく必要があることから、豊富な経験を有する「つしまグループ」の支援を受けながら、奈井江町に本拠地を置く、新たな社会福祉法人を設立して頂くとともに、奈井江町の知識、経験を有する方に運営に参加頂くことが肝要であると考えているところでございます。

つしまグループは、平成10年に、既にご案内かと思うところですが、介護保険のモデル事業に共に取り組んでからの繋がりでございまして、長い期間に、しっか

りとした協力関係を築いてきた間柄でございます。

当時、町内には事業を展開して頂いたジャパンケアについては、現在も居宅介護事業所と訪問介護事業を9人規模で継続して頂いているところでございます。

現在は、独立したと聞いておりますが、このような協力関係の中におきまして、お互いに信頼を深めてきている関係性にあることから、検討委員会からの意見書でも考慮すべきということが具体的に指摘されているところでございます。

町が一体的に関与していくような仕組みの構築をしっかりと進めて参りたいと、こういうふうを考えているところでございます

今回、議会の皆様、町民の皆様から施設運営の民間移管についてご理解を頂けた暁には、速やかに新法人を設立して頂くべく道との協議も含め、つしまグループとも話し合いしながら、今後進めて参りたいと、このように考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

質疑その他ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

諮問第2号「奈井江町の介護保険施設の運営を社会福祉法人に移管することについて」は、議長を除く全議員をもって構成する介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

諮問第2号については、議長を除く全議員をもって構成する「介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、「介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会」に付託されました諮問第2号については、会議規則第45条第1項の規定により、次期定例会までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

諮問第2号については、次期定例会までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

(休憩) (正副委員長 互選)

(互選結果報告)

(10時24分)

●議長

会議を再開します。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

「介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会」の正副委員長の互選結果についてご報告を致します。

「介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会」の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員。

以上でございます。

●議長

おはかりします。

只今の報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員を、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第7、意見案第1号「大雨災害に関する意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号)朗読

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

4番石川議員。

●4番

意見案第1号、大雨災害に関する意見案について、補足説明をさせていただきます。

意見書の内容は、只今、事務局長の朗読のとおりであります。

皆さん御周知のように、本年8月には、台風7,11,9号が相次いで北海道に上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生し、全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じております。

こうしたことから、住民が1日も早く安心して、もとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策が必要とされております。

この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、本意見書を提出するものであります。

全議員の御賛同をもって可決決定を頂きますようお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

日程第8、意見案第2号「JR北海道への経営支援を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号)朗読

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

4番石川議員。

●4番

意見案第2号、JR北海道への経営支援を求める意見案について、補足説明をさせていただきます。

去る11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を、単独では維持が困難であると発表しました。

この路線のいずれも廃止になれば、その地域の過疎化が促進され、地域経済や住民の暮らしを破壊する事になり、公共交通機関としての役割を放棄するものといわざるをえません。

JR北海道は発足当時から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持には多額の費用が必要です。

よって、国においては、地域住民に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共

交通機関としての役割を発揮できるように、ＪＲ北海道が経営が自立できるよう財政支援等を図るよう本意見書を提出するものであります。

全議員の御賛同をもって可決決定を頂きますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第２号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第９ 調査第１号の上程・付託

(１０時３３分)

●議長

日程第９、調査第１号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第１号)朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第10 調査第2号の上程・付託

(10時34分)

●議長

日程第10、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 調査第3号の上程・説明・付託

(10時35分)

●議長

日程第11、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

平成28年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時36分)